

会 議 録 目 次

平成16年第1回海田町議会3月定例会（第3日目）

平成16年3月5日（金）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	……………	4
日程第2	第10号議案	海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 7
日程第3	第11号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 9
日程第4	第12号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 0
日程第5	第13号議案	海田町住宅資金等貸付条例を廃止する条例の制定について……………	7 2
日程第6	第14号議案	海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 3
日程第7	第15号議案	海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 3
日程第8	第16号議案	海田町勤労青少年体育館条例を廃止する条例の制定について……………	7 4
日程第9	第17号議案	海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 4
日程第10	第18号議案	平成16年度海田町一般会計予算……………	7 6
日程第11	第19号議案	平成16年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	8 1
日程第12	第20号議案	平成16年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	8 2
日程第13	第21号議案	平成16年度海田町老人保健特別会計予算……………	8 4
日程第14	第22号議案	平成16年度海田町介護保険特別会計予算……………	8 5
日程第15	第23号議案	平成16年度海田町水道事業会計予算……………	8 6
日程第16	発議第2号	イラクへの自衛隊派兵中止を求める意見書（案）……………	8 8

平成16年第1回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成16年3月3日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月5日(金)9時00分宣告(第3日)

~~~~~○~~~~~  
4. 応招議員(20名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 築 美 敏 | 2番  | 三 浦 裕 豊 |
| 3番  | 三 宅 総一郎 | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三 | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之 | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 斎 木 貞 暁 | 10番 | 西 山 勝 子 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 河 野 道 昭 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 原 田 幸 治 |
| 15番 | 住 吉 充   | 16番 | 佐 中 十九昭 |
| 17番 | 中 岡 長 一 | 18番 | 国 岡 光 明 |
| 19番 | 加 藤 公   | 20番 | 前 田 勝 男 |

~~~~~○~~~~~  
5. 不応招議員

なし

~~~~~○~~~~~  
6. 出席議員(20名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 築 美 敏 | 2番  | 三 浦 裕 豊 |
| 3番  | 三 宅 総一郎 | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三 | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之 | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 斎 木 貞 暁 | 10番 | 西 山 勝 子 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 河 野 道 昭 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 原 田 幸 治 |

15番 住 吉 充

16番 佐 中 十九昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 前 田 勝 男

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 町 長                            | 山 岡 寛 次   |
| 助 役                            | 松 岡 修 士   |
| 収 入 役                          | 正 木 洋     |
| 企 画 部 長                        | 中 野 潔     |
| 総 務 部 長                        | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部 長                    | 富 田 征     |
| 建 設 部 長                        | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事 (福 祉 保 健 担 当)              | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課 長                        | 永 海 房 雄   |
| 広 域 行 政 推 進 課 長                | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課 長                        | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課 長                        | 久 保 伸 一   |
| 地 域 振 興 課 長                    | 植 野 敏 彦   |
| 住 民 課 長                        | 上 村 直 樹   |
| 福 祉 課 長                        | 貝 原 陽 子   |
| 高 齢 福 祉 課 長                    | 青 木 基 秀   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長                | 臼 井 真     |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長                | 西 本 徹 郎   |
| 監 理 課 長                        | 因 幡 貞 男   |
| 建 設 課 長                        | 児 玉 正 克   |
| 都 市 整 備 課 長                    | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口<br>区 画 整 理 事 務 所 長 | 大 久 保 裕 通 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 長       | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 長     | 山 本 義 彦 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅   |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐々木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博 |
| 庶 務 課 長     | 新 浜 憲 治 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 主 査 | 濱 吉 計 守 |
| 主 査 | 中 下 義 博 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 3 号)

- 日程第 1 一 般 質 問
- 日程第 2 第10号議案 海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第11号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第13号議案 海田町住宅資金等貸付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 第14号議案 海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第15号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 第16号議案 海田町勤労青少年体育館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 第17号議案 海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第18号議案 平成16年度海田町一般会計予算
- 日程第11 第19号議案 平成16年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 第20号議案 平成16年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 第21号議案 平成16年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第14 第22号議案 平成16年度海田町介護保険特別会計予算

日程第15 第23号議案 平成16年度海田町水道事業会計予算

日程第16 発議第2号 イラクへの自衛隊派兵中止を求める意見書(案)

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長(前田) 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至るものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。4番、岡田君。

○4番(岡田) 4番、岡田です。6点ほど質問させていただきます。

まず、乳幼児医療費の就学前までの無料化について。広島市や廿日市市、府中町、熊野町などでは既に実施をされておりますが、広島県でも10月から実施を予定されているということです。町長はさきの臨時議会で、町民の福祉の向上を図ると発言されております。広島県のこの乳幼児の医療費の助成制度は全国的に大変おくられていることを前回の議会で質問いたしました。また、海田町でも実施すべきだと実行を迫ってきましたが、一般質問で町長は実施を検討するとおっしゃいました。広島県議会は2月の定例議会で、乳幼児の医療費の助成制度の就学前までの引き上げが論議をされております。具体的には、乳幼児の医療費の助成を10月1日より実施し、対象年齢を入院・通院ともに就学前まで引き上げるということです。ただし、この助成制度には一部負担を導入し、上限日数も設けているということで、県の負担は現行よりも減額となり、多くの問題があります。広島県の制度に沿っての実施では全国的におくれたままずっと推移をすることになりかねません。他の自治体では、小学校の高学年まで無料化を実施しているところもあります。海田町ではそうした県の制度をそのまま受け入れるのではなく、受益者負担がないように、海田町に住んでいれば就学前までの乳幼児がすべて無料で受けられるようにすべきです。乳幼児の医療費の無料化を就学前まで引き上げる時期はいつかを町長にお伺いいたします。

2番目に、医療福祉制度の一部負担導入と老人医療費の助成の段階的廃止について。

広島県の乳幼児医療費助成制度の就学前までの引き上げと同時に、ひとり親家庭医療、重度心身障害者・障害児の医療には一部負担を導入することにしております。老人医療費の助成制度については、国の年齢の見直しに伴い、段階的に廃止となっております。海田町はこれをそのまま受け入れるべきではないと思います。福祉の向上に努めると町長は公約されておりますが、ひとり親世帯や障害者、老人の負担がこれ以上増えないようにするために町として独自の助成制度を実行されるべきではないか、町長にお伺いいたします。

次に、町内巡回バスについて。町内巡回バスについてお伺いいたします。府中町や坂町で実施している町内巡回バスを走らせることを前向きに検討されておると言われましたけれども、実施はいつなのか、また、これは施政方針では触れていなかったのですけれども、どういうふうになっているのかをお伺いいたします。

次に、防犯パトロールについて。ひたたくりや空き巣など、住民の暮らしが脅かされております。昨年末に終了した県の雇用創出事業を利用した防犯パトロールを恒常的に実施してほしいという声がありますが、防犯パトロールを再開する計画はあるのかどうか、町長にお伺いいたします。

次に、公民館などの使用料の減免について。海田町は大変地域活動が盛んなところで、しかし、海田町は公民館など、公の施設を利用する場合は使用料を徴収しています。営利が目的でない地域活動やグループ活動など、社会教育上奨励をすべき目的のために使用する場合の使用料は減免もしくは無料にすべきではないかと考えております。公民館や町で検討して、一定の条件を満たせば、そういう措置をとってはいかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

駅前駐輪場について。前回の議会では町長は自転車自治会の余剰金について、町長が実際に行かれるということでしたが、その後どうなったのか、町長にお伺いいたします。以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお伺いいたします。

それでは、岡田議員の質問の1点目から4点目まで及び6点目につきましては私から、5点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

最初に、乳幼児医療費の就学前までの無料化についてのご質問にお答えいたします。乳幼児医療費助成制度の拡充の時期についてでございますが、12月定例議会において、

広島県の助成制度の拡充に向けての動きや他の自治体の動向も見据えて検討したいとの趣旨でご答弁を申し上げます。その後、広島県では本年10月1日から、入院・通院ともに対象年齢を小学校就学前まで引き上げる予定で拡充を準備しております。本町といたしましても、広島県に合わせて、10月1日から対象年齢を小学校就学前までに引き上げたいと考えております。あわせて、一部負担を導入することにつきましては、広島県の導入の趣旨や周辺自治体の状況を見極めながら検討してまいりたいと思います。

続きまして、福祉医療費の一部負担金の導入でございますが、まず、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害児医療費の一部負担の問題でございますが、広島県の助成制度の見直しの趣旨は、今後とも安定的で持続可能な制度として実施していくために一部負担の導入について検討されているものでございます。具体的には平成18年度から導入し、平成18年度・19年度は経過措置として2分の1の額を、平成20年度からは本来の額を一部負担とするものでございます。これまで福祉医療制度につきましては基本的に広島県の制度に準拠して実施してまいりました。今回の一部負担の導入についても、県の見直しの趣旨及び周辺自治体の動向を十分把握しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、老人医療助成制度の段階的廃止についてでございますが、現在、広島県では、平成14年10月に施行された医療保険制度改革に伴って老人保健医療対象者の年齢を70歳から75歳に引き上げたことに対応し、本年の10月から福祉医療費公費負担の対象年齢を段階的に引き上げることを内容とする見直しを行っているところでございます。本町の老人医療費助成制度については、広島県の助成が廃止された場合でも引続き町独自の助成制度として実施してもらいたいのご意見でございますが、本町といたしましては今後、広島県が行う制度改正の推移と周辺自治体の動きを見守りながら検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、循環バスにつきましては、先進地である廿日市市、府中町、坂町の調査及び許可権を有する中国運輸局広島運輸支局との協議を行ってまいりました。既存のバス路線の廃止に伴って運行を始めた坂町は別として、廿日市市及び府中町の場合、バス停から300メートル以上離れたバス路線の不便地区があり、以前から住民の要望が多かったことから、これらの解消のために運行しておられます。また、運行に必要な経費として運賃収入以外に年間2,000万円以上を持ち出しておられます。本町の場合は、東2丁目、三迫2丁目・3丁目にバス不便地区は見られますが、バス路線が張りめぐらされている

ことから、ほとんどの地域では民間のバス路線を利用できる状態にあること、実施した場合、年間2,000万円以上の財源が必要になること、さらに、町が循環バスを走らせることによって民間のバス路線の乗客減につながり、路線の赤字転落に伴う町の補助金の支出や、ひいては既存のバス路線の廃止といった事態につながるおそれもあること、一度実施すると中止がなかなか難しいことから、慎重に考えなければなりません。したがって、廿日市市や府中町のような本格的な循環バスというのではなく、町のマイクロバスの有効活用を図る意味で、公共施設を回る循環バスを実験的に運行して状態を見たいというふうに考えております。

次に、防犯パトロールについてのご質問でございますが、行政報告でも申し述べましたが、昨年実施しました夜間防犯パトロールは犯罪の抑制等に効果があったものと考えております。これからご審議いただきます平成16年度当初予算案に年間を通じて実施するための計上をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、昨日もいろいろ議論がございました駅前駐輪場の件でございますが、斎木議員の質問に答えましたとおり、解決の前提となる会計処理の明確化と残余財産の確定を行うこと及び早急に弁護士と相談し、解散手続きを早急に行うよう繰り返し説得を続けているところでございます。いましばらく時間の方をいただきたいと思っております。

それでは、5点目につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）それでは、5点目の公民館等の使用料に関してお答えいたします。公民館をはじめとする町の公の施設利用は、受益者負担の原則に基づいた運用がなされているところでございます。そうした中で、社会教育上奨励すべき事業でありますとか行政と密接に関係する事業に対しましては、使用料免除に関する規定を設けて運用しているところでございまして、今後とも基本的には受益者負担の原則を堅持してまいらなければならないと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）それでは、再質問させていただきます。1番目の医療費の無料化なんですけれども、県が10月からやるからそれに合わせるということだったんですけれども、やはりそれでは海田町、極端に言うたら、何もしていないじゃないかと。県の制度に合わせるんだったら、独自で何もしないじゃないかということになるんですけれどもね。今

までこういうふうな、何回も取り上げたんですけれども、もっと早く例えば実施をしておいたら、県が今度実施した場合だったら、今まで海田町が助成をしておいた分だけ負担が軽くなるわけですね。それから、今度その軽くなった分を使ってさらにもう少し年齢を引き上げるということも可能なんですけれどもね。全く、海田町に住んでよかったと。今からそんなにどんどん人口も増えるような状況じゃないんですけれども、いかに海田町に住んでもらうか、それが大切だと思うんですけれども、そういうふうな観点からしていないと思うんです。

それと、一部負担金もそのままということなんですけれども、この一部負担金という受益者負担の制度そのものなんですけれども、これはいろいろな見方があると思うんですけれども、私はこれは老人医療費とか福祉関係も同じだと思うんですけれども、やはり一部負担金を導入することによって受診を抑制させる、こういうふうな目的がこの一部負担金にはあると思うんですけれども、そういうふうなところを、医療費がかかるから一部負担金で受診を抑制させる、こういうふうな考え方についてどういうふうな思っておられるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、循環バスですけれども、いろいろ問題があって、独自の循環バスは走らせないと。町のマイクロバスを使うというふうな答弁だったんですけれども、今のマイクロバス、私たちが循環バスを要求したのは、町長も出されたんですけれども、これはやはり元気な人が既存のバスを利用するという以外に、やはりお年寄りであるとか、そういうふうな方が実際にここの役場に来られる場合でもなかなか足がないと。バスは通っておるんですけども、時間がそんなにないと。だからタクシーで来ざるを得ないという方が結構おられるんですよね。車いすの方とかベビーカーを押されている方も結構おられるんですけれども、そういうふうな方がより便利にここへ来てもらいたい、そういうふうな思いもあるんです。それで、今の町のマイクロバスは比較的高いですから、なかなか難しいと。この前、坂町の循環バスが、海田のあそこの自衛隊の前にガソリンスタンドがあるんですけれども、あそこに天然ガスの給油所があるから、あそこで天然ガスの燃料を入れておったんですけれども、せっかく海田にはああいうふうなつげるところがあるのに、海田町が利用せずに、周りの町がわざわざ来て利用しておると。それも、結構障害者なんかを意識した低いバスですよ、利用しやすい。そういうふうなのを見ると、何で海田にはああいうふうなのがないのかと。これはだれでも思うことなんですけれどもね。そういうふうな観点に立って、既存のバスと競合するからというふうなので

はなくて、やはり障害者とかお年寄り、そういうふうな方にもっと使ってもらいたいと。そういうふうな施策をすることによってやはり海田町独自の自治体というのか、やはりいろんな今から地方分権といっても、ただ財政があればだから広島と合併するんじゃない、独自の自治体色を出さんとイケんと思うんです。だから、極端に言うたら、広島市の中に府中町があっても、それは別に独自の自治体だからかまわない、そういうふうなことになると思うんですけれどもね。だから、やはりこれは前向きに、そういうふうな、競合するから、既存のバス路線が乗降客が減るからというふうな観点ではなくて、住民福祉とか高齢者とかというふうな観点から考え直してほしいんですけれども。

それと、防犯パトロールなんですけれども、引続き実施をされるということで、大変うれしいんですけれども、これはどういうふうな規模というのか、毎日やられるのか、やはりどこかに委託されると思うんですけれども、防犯パトロールといっても、最近ですけれども、夜中にバリバリバリと大きなバイクの音がするというふうなのは町民の方がなかなか寝られないというふうな感じで、それを注意するというでも、やはりある程度の人でないとなかなか、自分の身の危険というか、今ごろは何があるかわからないような状況ですから、そういうふうなところをもう少しはっきりとお願いいたします。

それと、公民館とか公の施設の使用料なんですけれども、やはり広島市はいろんなところ、地域の方がいろんな地域活動で使う場合は無料にされておるんですけれども、そういうふうな、地域の方が地域のためにいろいろなことをするというのはやっぱり有料ではなくて無料で、営利が目的でない場合は。そういうふうにするべきだと思うんですけれども。

それと、駅前の駐輪場について、早期に早期にと言われるんですけれども、昨日、斎木議員にもお答えになりましたけれども、町長が就任されて予算編成など、いろいろ忙しい時期と重なったと思うんですけれども、やはり余剰金というでも、100万、200万ではないですから、額が1けた違う金額ですから、それを町民の方が利用料として払ったお金、これをどういうふうにするかというのは物すごく、あそこを利用される方は関心があるんですけれども、これを早期にどういうふうな格好で解決されるのか、お願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）初めの問題にお答えいたしますと、乳幼児の問題につきましては、先月ありました広島県の町村会のおきましても、広島県が非常におくれておると各町村

からいろんな指摘を受けましたら、知事の方から「おわびを申し上げます。今後、できるだけ早くしたい」というふうな答弁もいただいていますので、国・県の動向を踏まえて、海田町もできるだけサービスの向上を図るように努力してまいりたいと思います。

次に、バスの方でございますが、私も先ほど申し上げましたように、坂町とか府中町とか廿日市市とか、いろんな調査をしていただいております。しかし、そのまちの道路の拡幅の問題とか道幅の問題で各町それぞれ独自の特徴があるんですね。例えば狭いところへ入れないとか、そこらを含めて調査をいたしております。現在、バスは海田町のマイクロバスがあるんですが、第1にその有効活用を先にやってみたい。試行運転ですね。それから反応を見て次の段階を考えたいというふうに考えております。

それから、パトロールの件でございますが、委託した民間会社から毎日のようにその報告があります。今日は無灯火で何点、たむろした子どもが何人とありまして、その状況をつぶさに我々で把握しながら、海田の警察の方からいろんな指導をいただきながら、町内の防犯パトロールは非常によくできていると海田警察署の方からもたくさんお褒めの言葉をいただいております。ぜひ続けてくれということで、今、岡田議員ご指摘のように、暴走族的なこととか、町内のあらゆるところへ張りめぐらせて、町民総ぐるみでこういうことに対処していきたいというふうに思っております。

それから、駐輪場の件でございますが、昨日も斎木議員のときに答弁しましたように、弁護士にも相談も行っております。一日も早く解決することが、今、岡田議員の言われることに相当しますので、できるだけ早く結論が出るように頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

では、教育委員会の方、お願いします。

○議長（前田） 教育部長。

○教育部長（山本） 公民館につきまして、地域活動について無料にすべきではなかろうかというご質問ですが、公民館条例での使用料については基本的には使用者から使用料を徴収するというようにしております。これはあくまで、先ほど教育長がお答えいたしましたように、公の施設につきまして基本論はやはり受益者負担と。利用される方がその受益に応じて負担をしていくという考え方に基づいたものでございます。ただし、そうではありますけれども、例外規定として使用料の減免規定も当然あります。これにつきましては、公用または公益事業のため公民館を使用する場合は減免申請に基づき減免規定がありますよということで、今ご指摘の地域活動等につきましては、例えば自治会活

動、そういったものについては減免の対象にするということで現在、教育委員会の方で取り扱っております。これにつきましても、全額免除をしていく団体と、それから半額免除をしていく団体、ここらの取り扱い基準も定めておりまして、それに基づいて減免適用をしているものでございます。今後ともこの受益者負担の考え方は継続をしていく必要があるというふうに考えています。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）1点目の問題なんですけれども、知事が大変おくれておると。この問題は2年ぐらい前だったんですかね。まだこういう今の段階のときに、あともう2年か3年したら知事は就学前まで引き上げるだろうというふうなことが言われておったんですよね。そのときに言われておって、そのままずっと来て、いずれ県がするから、それに乗っかってほかの市町村もすればいいというふうな海田町は考えだと思っんです。そのときにほかの市町村、熊野とか府中は引き上げたんですね。それで大変喜ばれたんですけれども、これは近い将来、県がするから、今、海田町がしたら財政的にもちょっと負担が多いから、もう二、三年待っておったら県がするから、それに合わせりゃいいじゃないかと、こういうふう思うんですけれども、これは行政の怠慢というんですか、特に少子・高齢化とずっと言われておるときに何でこういうふうないい制度をせんのかというふう思うんです。全国というんですか、かなりの数の自治体が無料化にしてくれというふうな意見書をもう半数近くが上げておるんですよね。国会議員も108名ぐらいが賛同しておるんですよね。こういうふうな流れがずっとあるんですよ。それで、流れの中で県がするから、町はちょっと動向を見ようと。こういうふうなのではなくて、やっぱり積極的にしてほしかったんです。今からでもまだ補正でも組んで、やるというふうな考えはないか、お尋ねいたします。

それと、一部負担金の問題ですよね。これは、診療の老人保健のこともあるんですけれども、一部負担金を導入するというのは受診の抑制、こういうふうなものをねらったものではないかというふうなところで、どういうふう一部負担金について。答弁をお願いいたします。

それと、防犯パトロールは続いてやってもらおうということなんですけれども、バスなんですけれども、やはり以前、町のマイクロバスはそういうふうなところには使えないということだったんですけれども、今回、試験的にでもやってみようかというふうなことだったんですけれども、それは1歩前進だと思っんですけれども、やはり老人福祉と

か、ああいうふうな人の立場で見たら、あのバスは非常に使いにくいと思うんですけれどもね。試験的だと言われるんですから、そうなんでしょうけれども。やはり本来はああいうバスじゃなくて、もう少し……。道路の問題がどうのこうのと言われたんですけども、海田町はそんなに狭い道路というんですか、マイクロバスが通らんような道路というふうなのはそんなにないと思うんです。だから、今の総合公園に行く道ですよ、あそことかこの駅とかを結ぶ幹線はバスがないんですよ。そういうふうなところをつなぐバスとか、大変いいと思うんですよ。極端に言うたら、府中はあそのやまとの湯ですか、あそこらも迂回をして、物すごく便利がいいですよ、あそこを利用される方は。海田にもそういう施設がありますから、そういうふうなところへ行ったら大変町民の方は喜ばれると思うんですよ。だから、ぜひともマイクロバス、試験的だと言われるんですけれども、それから1歩踏み込んでやはりこういうふうなバスの運行というんですか、これをお願いいたしたいと思います。

それと、公民館の利用料なんですけれども、やはり自治会とか、公のところと言われたんですけれども、やはり海田町の人が、一般の町民の方ですよ、いろんな、極端に言うたら、例えば料理教室をすとかというふうなので、結構、そうはいつでも利用料があるからというふうなところがあると思うんです。同じことをやっても、広島市の公民館だったらお金が要らないというというようなところがあるんですよ。だから、そういうふうなところを踏まえてお願いしたいんですけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、最初に乳幼児医療の助成制度のご質問にご答弁申し上げます。これまで確かに議員のおっしゃるとおり、県に準拠、基本としてというふうなご答弁を申し上げてまいりました。これは、数年前からご質問をいただきながら、基本的なそういうスタンスの中でやる。ただし、一部乳幼児医療についても、所得制限撤廃部分については町単独で事業推進してきた経過もあるということもご説明を申し上げます。前回の議会において町長の方からもいま一つ前向きに乳幼児医療も考えてみたいというふうなご趣旨でご答弁を申し上げます。それを受けながら、我々の方も内部的にできるだけその趣旨を生かして町としてというふうな取り組み姿勢で検討してまいりました。県の動きの中で県に準拠、そこらの枠を経ずにということではございませんけれども、県の方が新年度に向けて急きょそういう動きが出てきたということであって、それは逆に我々の内部的から申し上げますと、既に検討を進めておったけれども、

県の方が急きょ就学前まで拡大をするという方針の中でそういう方針を出してきたということでございます。

それから、時期的なものでございますけれども、県の拡充の公表の時期が非常に遅かったということがございます。それと、事務的なレベルでございますので、事務的には8月ないしは10月というのが、これまでのそれぞれ町の方でも県に応じて拡充をしてきた時期というのは、大体おおむねこの周辺自治体でも8月、10月実施というのが多くございます。現在、県の方が10月という方針を出しております。これは所得把握段階の事務的なレベルとかというふうなことで10月の方針を出しているのが実情でございますので、その辺をごしんしゃくいただいて、先ほど町長の答弁がございましたように、県の拡充、あるいは一部負担等も含めて、この周辺自治体のそれに対する対応という方針が画一のものがまだ出ておりません。それと、新年度に向けての県の事務的な説明会というのが4月に予定をされておまして、その辺の事務的な細部の県の拡充の内容というのがまだつぶさなものが出ておらないということでございますので、それらを把握しながら実施に向けて準備を進めていくということになろうと思います。

それから、一部負担の抑制、あるいは一部負担という目的がどうかというふうなご質問でございますけれども、ご存じのとおり、保険医療として、要は福祉医療制度というのは原則、保険医療の一部負担として被保険者が支払うべきものを助成していこうという制度でございますね。要は、その医療費の全体をだれがどう負担をしていくか、その被保険者の一部負担分を、少なくとも制度として、政策として、行政としてそれを少しでも賄ってあげましょうというのが助成制度であるわけですから、ゼロ・2歳からであれば8割が保険、3歳から6歳であれば7割を保険者が払うわけです。そのあとの残りの一部負担をどう分担していくかということの制度なんです。それが抑制なのかどうかというのはわかりませんが、その幾ばくかでもその福祉医療制度を安定的に健全経営していくために県の方では一部負担を導入しようという趣旨でございますから、先ほど町長の方からご答弁がございましたように、県の趣旨とか、それから、いま一つは、周辺自治体の状況がまだつぶさにわかっていない部分がございますから、そこらの取り扱いの状況とかというふうなことを見極めてこれからの町としての方針を出していきたいんだと、こういうふうな趣旨で町長も答弁を申し上げたということでございます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）町内の巡回バスの件でございますが、確かに岡田議員がおっしゃるように、

公民館とか駅とか、周辺のいろんなそういう、ふるさと館とか、とにかくまず試行して運転させてみてください。そして、皆さんの反応がどうかと。今言われるようなバリアフリーとかの問題の関係で買ったバスでないんですから、それを新しくやるというものなかなか大変でございますので、たちまちある現在のマイクロバスの運行を、町内を回ってみてどういう反応があるか、それを第一にやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田） 教育部長。

○教育部長（山本） 公民館活動といいますか、料理教室等という例を挙げてのご質問でございます。先ほど申しましたように、公民館の活動にかかわる使用料は原則的には受益者負担という姿勢は崩すことはできないというふうに思います。その中で、先ほど申しました減免対象団体、現在定めておるものを少しご紹介いたしますと、まず、全額免除する団体につきましては、海田町の行政機関が事業または会合を行う場合ということで、町が主催あるいは共催、主幹、あるいは後援をする事業、こうしたものは無料にしております。それから、町が事務局を持っている団体、つまり町が補助金を出し、なおかつ事務局を持って運営している団体といいますのは、町がこの事業を全面的にバックアップしていくという事業でございます。こういった団体につきましては、自治会等を含め、無料といいますか、全額免除の団体にしております。それから、公の施設使用料を半額免除する団体につきましては、これは町が補助金を出している団体、あるいは町内の私立の保育所、学校教育法に基づく各種学校ということで、こうした団体は半額免除という取り扱いをしております。今、広島市と対比されてご質問でございましたけれども、実はこの減免既定の取り扱い基準を定める際に、広島市等も当然調査をいたしておりまして、その段階でお話ししますと、広島市は基本的にはほとんどの団体に減免規定はありません。非常に厳しい、行政が使っても使用料をとるというぐらい厳しくっております。受益者負担の原則を貫いておるといのが実態でございます。今ご指摘の、例えば料理教室等、これにつきましても、仲間内で公民館の調理場を使って、自分たちでカルチャーの一環として料理教室をするということになれば、当然これは有料になってきます。例えばお年寄りへの弁当配食をするためにボランティアの考え方の中で料理をするということになれば、条例の中で定める減免規定の認める場合というような解釈もとっていただけるのではないかとということで、何もかも有料ですよ、あるいは無料ですよということではなくて、その使われる状況によってこれは裁量の中で判断をしていくという

ことになろうかと思えます。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）しつこいようなんですけれども、この乳幼児の医療制度、本来は国がすべき制度だと思うんです。それを国がしないから、いろいろな自治体が助成をしておる、今こういうふうなことになっておると思うんです。それで、やはりそういうふうな、小学校に上がる前、あるいは中学校までは医療費がかさむから、それで家計も大変だからというふうなので、全国でそういうふうな声大きいから自治体も実施をしておるんですけれども、そういうふうなことについていろいろ今、保健部長が言われましたけれども、そういうふうなのが根底にあるんですよ。本来であったらば国がせにゃいけんのを、しないから、県とか、県もしないから自治体ができる、こういうふうな格好になっておるんですけれどもね。それも、自治体もなかなか、適当という言葉は悪いんですけれども、ほかの自治体とレベルを大体に合わせておけば、そのうち国も県もしてくれるだろうというふうに思えるんですけれども、そうではなくて、今特に海田町、独自性を持つとうと思ったら、やはり海田町に皆さん方に住んでもらわなかったら、魅力あるまちにならんかったら困ると思うんです、将来的にも。だから、そういうふうな立場でも、やはりこういうふうな制度で、若い人に海田町で子育てをしてもらう、そういうふうな観点からもこういうふうな制度をどんどん先取りして実施してほしいんですけどもね。なかなか、いろいろ言われたんですけども、やはり執行部の方も、もう大体これぐらいやるんじゃないかという時期ですね、わかっておったと思うんです、それは。私たちが聞いたのもそれですから、それよりももっともっと早く情報というのか、わかっておったと思うんですけれども。それでするから、もうちょっと置いておくと、そういうふうに見えるんですけれども、やはりそうではなくて積極的にこういうふうな導入をして、それこそ海田町に住んでよかったと、そういうふうにしなかったら、今からどんどん企業が来て人口が増えるというふうな状況じゃないですからね、当面は。だから、やはり周辺自治体でもいろんな施策をしておりますから、どんどん海田町に住むメリットそのものがだんだん少なくなってくるというふうに思うんです。そうではなくて、海田町に住んでよかったと。本当に子育てをするならとか、いろんな施策で海田町はほかのところにはない施策があるぞというふうな格好で行政をしていかなかったら、それこそじり貧というんですか、なってしまうような格好になると思うんですけれども、だから、そこのところをもっと積極的に町民の人の福祉とか、やはりそういうふうなために、

福祉の向上とかというために自治体の仕事というものはあるわけですから、そういうふうなのをどんどん積極的に進めてほしい、こういうふうにするんですけれどもね。

巡回バスとかいろんな公民館、そういうふうな、皆さん方が使いやすいというか、使ってもそんなに負担もかからない、そこがやっぱり大きなところだと思うんです。いろんなものはあるけれども、使ったらお金がかかるとかというふうなのだったら、なかなか利用者も少ないんですけれども、そういうふうなところを踏まえて、今から海田町単独でいくのかどうなるのかというのはまだわかりませんが、やはり独自でいこうと、そういうふうなのだったら、やっぱり海田町の色というんですかね、ほかのところにない特色というのか、そういうふうなのを示さないと、それこそどこにおっても変わらんわいというふうな格好になると思うんですけれども。やはりその辺をもう少し住民福祉とか高齢者とか、そういうふうなところに目を向けた施策というんですか。箱物をつくるのも結構なんですけれども、やはり今からはもうそういうふうなところに、どんどん高齢化になってお年寄りもなかなか、年金も今からどんどん削られていきますからね。それで医療費は上がるというふうなことになってくると思うんですけれども、やはりそういうふうなときに自治体がどういうふうにしてそういう人たちに手を差し伸べるか、そういうふうなのが大きな課題となると思うんですけれども、そういうふうなのを踏まえてどういうふうにするのか、お願いいたします。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）ご意見をお伺いしました。ただ、今わかっている県の情報の範囲内で、県の改正情報は随分早くつかんでおったのではないかとということでございますが、つかんでおりません。はっきりしませんでした。これはもうそのままずばり申し上げます。我々の事務方の方が想定をしていたよりも随分、県の拡充の範囲が就学前までという一どきの拡充が予想より超えておったことも確かでございます。それほどまでに一どきの拡充があるというふうなことも予想はしていなかったのも事実でございます。ちなみに、医療費の話でございますけれども、確かに個性を持つまちづくりのためにという視点は我々も理解を全くしませんというものではございませんけれども、例えば今わかっている試算の範囲で乳幼児医療を申し上げますと、大体当初で歳出予算で4,000万ぐらい組んでいると思うんです。4,000万ぐらいが、今わかっている県の情報の拡充でそのまま試算していきますと約8,000万以上になります、歳出予算だけで。ですから、それが結局はその残りの8,000万をどういうふうに分担をしていくか、町が幾ら分担するのか、個人

の負担にある程度ゆだねる部分もあるのかというふうなことになってくるということでございます。事実それだけは、今の想定では海田町の福祉医療費として要するようになるだろうということの想定になるわけです。ですから、福祉医療費が、ご趣旨は十分わかりますけれども、一どきに拡充することによって、この制度は単年度だけでは済まないということになりますから、非常に義務的な経費として重くのしかかってくる部分もございます。そういう視点からもこれまでご説明を申し上げた分があるんですが、そこらも踏まえながら、また、ご意見のような趣旨も踏まえながらこれから十分、もう少し時間がありますので、検討して、県の拡充に対する町としての拡充の方針を見定めていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田）次に、10番、西山君。

○10番（西山）10番、西山です。次の点について質問いたします。まず1点目、市町村合併特例法と合併時期について。現在の市町村合併特例法の期限が平成17年3月31日に切れることに伴い、新しい法律が今国会に提出されております。その中に、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併をした自治体については現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置等を講じるとなっております。質問ですけれども、町長は合併時期を検討される中にこの合併特例法の財政支援措置はどのようにお考えになっておられますでしょうか。次に、住民投票の時期と、この特例債等が含まれております財政支援措置のお考えはどの位置にあるのでしょうか。

次の質問ですけれども、小学校における英会話活動の支援について。英語は母国の異なる人々の間をつなぐ国際的共通語として最も中心的な役割を果たしており、子どもたちが21世紀を生き抜くためには英語でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠です。また、このことは我が国が世界とつながり、世界から理解、信頼され、国際的なプレゼンスを高め、一層発展していくためには、英語の習得は極めて重要でございます。次の点について質問いたします。1、現在、各小学校でALTの活用で総合的な学習の時間での時間数と子どもたちの評価はどのようでしょうか。また、今後の取り組みはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

次に、鳥インフルエンザの対応についてでございますが、この通告にあったときの状況と随分違いますので、現在もう余り神経質になることはないんですけれども、現在の様子を見ますと、全国的にウイルスが存在する可能性があり、油断はできない状況であ

らと思っております。1、保育所、小学校における今までの対応と今後の対策について。また、町民に対する今までの対応と今後の対策についてお聞きいたします。

次に、環境センターの廃炉の解体と跡地利用についてでございますが、何年か前の質問で、まだ国からの補助金がないので解体は考えていないという答弁があったわけですが、廃止された廃棄物焼却炉の円滑な解体を促進するために廃炉の解体について、その跡地を利用して新たな廃棄物処理施設が整備される場合には国が補助対象としております。この補助を受けて、今、環境センターにあります廃炉を早期に解体するお考えはありませんでしょうか。

最後に、乳幼児医療費助成の拡充について質問いたします。県は従来の重点5分野への予算について、厳しい選択と集中を行った結果、平成16年度の予算編成をされております。その中に子育て支援について、乳幼児医療費助成の対象年齢を現在の入院3歳児、通院2歳児までから、入院・通院とも義務教育就学前までに引き上げる予算配分をしておりますが、海田町におきましては、この県の予算配分を受けて海田町の予算措置はどのようなになっておりますでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1点目、3点目、4点目、5点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

まず、合併時期を考える中での合併特例法上の財政支援の位置づけにつきましては当然、合併特例法の期限内での合併は重要な要素の1つであると認識しております。また、住民投票の時期につきましては、昨日、議会での答弁をしたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、鳥インフルエンザの対応についてのご質問でございますが、これは毎日、今のところ、いろんな情報が入り乱れて、本当にこれがどこまでかということもなかなかつかみにくい状況でございますが、西山議員が質問された時期の対応に対してお答えをさせていただきたいと思っております。家畜伝染病の高病原性鳥インフルエンザが山口県や大分県、京都府等で発生しておりますが、広島県では家畜保健衛生所が主体となって、養鶏農家を中心に、蔓延防止のための防疫対策を徹底するよう指導しており、現在のところ、異常は認められておりません。本町では養鶏農家はありますが、農業委員の方や教育委員会、福祉課を通じて調査した結果、数名の個人が飼っておられるほか、3カ所の保育所・小学校4校で、鶏、チャボ、ウコッケイなどの飼育をされております。鶏などを

飼育されている方につきましては、家畜保健衛生所が作成した資料を送付し、防疫対策を指導するとともに、異常が認められたら速やかに家畜保健衛生所に連絡するようお願いをしているところでございます。なお、感染を防ぐため、保育所では、園庭における放し飼いをやめ、飼育小屋内で飼育しております。子どもたちも直接触れないように注意を払っております。また、小学校では、児童がえさ等の世話をするときには、直接、鳥に接触しないよう指示し、作業終了後はうがいと手洗いを励行するよう指導しております。今後も引続き家畜保健衛生所と連携をとりながら発生防止に努めてまいりたいと思います。

環境センターの廃炉の解体と跡地利用についての質問でございますが、ご承知のように、ダイオキシン類ばく露対策要綱に基づいた解体工事には多額の工事費がかかるため、工事費が捻出できない等の理由で廃止された償却施設の放置が、現在、全国で500から600施設あると言われております。こうした中、平成16年度から新たに、ある一定の条件を満たせば、解体工事費を補助対象とする制度が創設されることとなりました。その内容は、ご質問にもありましたように、解体後の跡地の利用をした新施設の建設と一体の場合に限りという条件がついたものでございます。広島県に問い合わせたところ、現段階ではあくまでも国の基本方針が定められたもので、これから細部についての要綱等が整備されるということでした。いずれにいたしましても、補助対象となるとはいえ、新施設との建設と合わせれば財政的にかなり負担が増大するものと思いますので、もう少し時間をいただき、考えさせていただきたいと思います。

次に、乳幼児医療費助成の拡充についてのご質問でございますが、先ほど岡田議員さんからの質問に答えたことも関係してくると思いますが、本町も広島県に合わせて、本年10月1日から対象年齢を小学校就学前に引き上げたいと考えております。広島県の制度拡充の公表の時期が極めて遅かったこと、また、周辺自治体の対応もつぶさに把握ができていないこと等から、当初予算に反映することができませんでした。基本的には県の拡充に準拠して充実させたいと考えております。今後、県の制度改正の詳細や周辺の自治体の状況を十分把握し、条例改正の準備を整え、予算補正で対応していきたいと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしく願いします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木） 2点目の小学校における英会話活動の支援についてご答弁いたします。

まず、各学校におけますA L T（英語指導助手）の活用状況についてでございますが、本町では平成13年度からA L Tを導入いたしまして、今年3月で丸3年が経過するところでございます。指導員は1名でございます。英語を話す外国人、平成14年度・15年度はアメリカ人でございますが、指導時間は週20時間、町内小・中学校6校を基本的には1週ごとにローテーションする年間約40週の指導体制をとっております。小学校では、ご指摘のように、教科ではなく、生きた英語の雰囲気学ぶ国際理解の時間に、中学校では、英語教科に生かされる英会話の基礎としてのコミュニケーション能力の育成をねらいとして実施しておるところでございます。評価でございますが、小学校におきましては特に、遊びやゲームを取り入れた授業展開の工夫が見られまして、児童・生徒ともにこのA L Tの時間を大変楽しみにしておるところでございます。中学校ではチームティーチングをとりながらの指導でございますが、多少小学校とはニュアンスが違うわけでございますが。この小学校のA L Tの活用、これにつきましては来年度もこの指導体制を継続してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（前田） 西山君。

○10番（西山） 再質問いたします。まず初めに、この財政支援措置、合併特例債と合併時期は重要であるというご答弁であったわけですが、昨日の施政方針でも質問いたしました。単純に考えて、合併特例債を受けないでまちづくりを進めようといいたしますと、これは16年4月1日の合併を目指して町民の皆様に町の方が配布をされました冊子の中にこう載っているわけですね。もし特例債がない場合の単独ですね、そのときには、最後だけ読みますけれども、この場合、都市計画税を取った場合、取らない場合と、二分して住民の皆様にお知らせされたわけですが、「もし都市計画税を取らなかった場合は、現在事業を実施中の都市計画道路や海田総合公園の整備や町道改良事業など、他の事業実施が困難な状況の財政基盤になっていく」ということですね。「もしも17年度から都市計画税を課税した場合には」、しかし、この場合は駅前区画整理事業が入っていますので、これは中止なのか続行なのか、まだ結論が出ておりませんので、どうかもわかりませんが、それについては「10年間で約66億円の事業実施」、それでも全体の事業の73%と書いてありますけれども、「事業実施が可能ですが、事業認可期間である平成22年度までの事業完了は困難な状況です。さらに、現在事業実施中の総合公園の整備や町道改良事業など、他の事業実施は困難な状況であります」という、もうこれ

は結果として、冊子として出ている財源の問題でございます。そうしますと、先ほど重要であるとおっしゃいましたが、本当にこの1点をとっただけでも、いかにまちづくりがおくれていくか。もし平成16年4月1日に合併が実現しておれば、単純に考えまして、まちづくりが836億でしたので、1年間で83億がまちづくりに投資できた財源でございます。今年の平成16年度の一般会計予算の投資的経費、普通事業経費は25億8,000万と予算が計上されておりますけれども、もしこれが合併をしていれば83億のまちづくりの予算が、10年に均等じゃないですから、それは10年間で837億ですけれども、単純に考えても、1年でこれだけの差があるということは、いかに合併特例債をまちづくりに生かさないと将来の海田町のまちづくりに汚点を残すというふうに私は考えておりますけれども、先ほどの町長のご答弁でこの財政、地方債と合併特例法の地方債は重要に考えているということは私は重たくとらえますけれども、その点、町長の考えと私の考えが違うかをお尋ねいたします。1点です。

次に、住民投票というのは、私は話したいんですけども、それはまた今後の機会に譲ります。

次に、鳥インフルエンザの対応ですけれども、保育所では子どもたち、幼児にさわらせないようにしていると。小学校では、えさとかを与えたら、後で手洗い、うがいをちゃんとしておりますと。また、町民の皆様で、飼っていらっしゃる人にはちゃんと対応していますということでしたけれども、保護者の中から、やっぱり鶏とかその飼育には対処させたくないという意見があったように聞いていますけれども、その辺はどうだったんでしょうか。また、私が考えておりますのは、海田町には瀬野川がございます。今のこの鳥インフルエンザの発生源は渡り鳥からアヒルにうつったものから行ったのではないか、そのふんからという、今、確定ではないですけれども、渡り鳥とアヒルの因果関係はある程度明確になっている現状でございますけれども、皆様ご存じのように、瀬野川には渡り鳥がたくさん参りますし、アヒルもたくさんおります。夏に、夏といいますか、子どもたちはアヒルの卵をとって卵焼きをしたりとかしている現状があるわけです。また、瀬野川ではたくさんの方が散歩もされております。よほどふんからインフルエンザが入って人体が発病するということはないかもしれませんが、やはりよそと違って、家畜農家はないにいたしましても、瀬野川という、渡り鳥がたくさん来るとい状況の中であの瀬野川の河川敷に、あそこを散歩された方は家に帰ってうがいとか手洗いとかをいたしましようという看板をちょっと掲げるとか、私はこれはやっぱり喚

起だと思っんです。今の答弁では、県からもっと現実に指導、テレビ報道なんかを見てみますと、県から随分現場におろすよという指導をしたという報道がありましたけれども、その県からの指導は即現場におりているんでしょうか。今の答弁ではおりていないよな気がするんですけれども、その2点です。瀬野川の対応と、本当に今から保育所、小学校における対応をもっと厳格にできないかという質問です。

それと、3番目の環境センターの廃炉の件なんですけれども、今は、合併をすればまた考え方はがらっと変わりますので、早急にという結論は出ないかもわかりませんが、現在、資源ごみの回収施設は借地で行われております。補助金で廃炉を解体し、その上に、今回の補助金対応は新たな廃棄物処理施設を整備する場合には補助対象になるというわけですので、借地で行われております処理施設、処理機能を持った施設を解体した跡地に建てるという方法もあると思っんです。この辺は本当に前向きにこの1年間で調査・研究をなさるのか、まだまだ様子を見られるのか、質問をいたします。

小学校の英会話の活動なんですけど、私がここで質問してました1点は、各小学校で明解な時間数を質問していたんです。今の答弁ではそれがなされていない。まず、その答弁をいただきたいんです。

最後に、乳幼児医療費助成の件なんですけれども、今先ほど岡田議員の質問に対して、現在の制度では海田町のそれにかかわる予算は4,000万が8,000万になるという答弁でございましたが、県の試算でいきますと、県が出している予算編成でいきますと、15年度までとこの制度、もちろん500円一部負担導入を入れますと16年度で3億5,000万予算増、17年度で5億3,500万増という経過が出ておりますけど、今言われた差はあくまでも海田町は、ゼロ歳児は所得制限を外し、現行制度のままのものはこの負担を賦課しないという8,000万でしょうか。以上、まず質問いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西山議員の再質問にお答えしますと、合併特例債の問題につきましても、昨日の私の所信表明に対する皆さんの質問の中で述べておりますが、特例債の問題を含めて町民の判断をいただくということでご理解いただきたいと思っますが、るるたくさん昨日も説明していますので、ご理解いただきたいと思っます。

それから、アヒルの件でございますが、これらも刻々と変わる情報が毎日よに県とか保健所から町の方へ入ってきています。その対応につきましても町としても十分把握しながら、学校とか瀬野川のそういうアヒルの問題につきましても、今ご指摘のよ

に、パンフレットを配るとか看板を立てるとか、そういう対応の仕方につきましても早急に考えていきたいと思えます。

それと、センターの撤去の件でございますが、これは試算しましても、すごい金がかかるんです。つくるより多いぐらいの金がかかるんです、撤去するのに。せっかく、のけるのはいいんですけれども、跡地の利用がまだはっきり決まっていないと、なかなかこれは着手できない。補助金がどのぐらい出るかわかりませんし、私が把握した中では原子力発電をつくるような形の作業工程において撤去するというふうな、非常に厳しい工程上の問題があるわけです。そのためにたくさんの金がかかるということを含めて、この問題も周辺の町村は皆同じことを抱えていますので、いろんな研究をしながら考えていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）

乳幼児医療費の質問にご答弁申し上げます。先ほど岡田議員のところでご説明申し上げた8,000万ですが、これは歳出の予算として8,000万。ですから、歳入が当然入ってまいりますので、今までですと大体四千数百万ぐらいの予算に対して県からの助成が2,000万ぐらいは入ってきたという計算になります。ですから、二千数百万が実質町の負担分ということで、これに基づいて、今わかっている範囲の中で県の拡充に合わせて試算をしてみますと、歳出予算としては約8,200万から300万は年間の歳出が要するようになるだろうと。それで、これはまだ一部負担導入を決定しておりませんが、県の方針のような形で町に一部負担をもし導入したとして試算をしたらば、約1,900万ぐらいは一部負担として被保険者の方がご負担になるという試算になってくるだろうと。それで、もしそれを引き算をしたとします。引き算をして整理をしていって、それから、県から入ってまいりますから、当然6歳までのやつが県の負担として拡充してくるわけですから、県から歳入も入ってまいります。それらを引き算していって、今わかる範囲で、少しまだ粗いんですけれども、試算をしてみると二千数百万の町の単独の負担分が約3,100万から3,200万ぐらいになるのではないかという試算でございます。以上です。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）小学校の実際の指導時間ということでございます。これは学校によってスケジュールの組み方がそれぞれ違います。例えば学年全体で指導助手（ALT）に入っていただくというような取り組み方をした学校もございまして、学級単位でしたとこ

ろもございますし、そういう状況が違いますので、平均をいたしましてということでご答弁いたします。平均いたしまして、大体月に1時間、2時間というようなどらえ方でございます。それから、先ほど週単位でというふうに申し上げました。したがって、1週間の間にその学校に張りつけますものですから、例えば昼の時間であるとか給食時間であるとか、あるいは放課後の時間であるとかという、その学校へ来校しておられる時間帯はいわゆる子どもたちとのコミュニケーション活動の指導の場というような形で指導していただいているというような状況でございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）再々質問いたします。今の環境センターの廃炉の件ですけれども、じゃ、予算がかかるからとても手がつけられないと言われても、やはりそういうことだけども、現地の方の要望によって補助金制度を国が創設したわけです。そのくらい、近隣の方からしますと、あの廃炉をいつまでも置いておくというわけにはまいらないと思ふんです。今からの経済状況がどうなるかはわかりませんが、やはり今からの計画といたしますか、予算計画を立てて、しかし、いつまでにはあれは解体をして、どういふことに跡地利用を、国がまたそこに廃棄物処理施設をつくらないと補助金は出さないという制度ですから、その方向に向かって動かす以外にはないと私は考えるんですけれども、お金がかかるからできないということではなくて、お金がないけれども、どういふ考えのもとでどう計画をしていくかというのがリーダーとしての責務だと思っておりますけれども、その点についての町長のお考えをまずお聞きいたします。

次に、小学校の英会話の質問でございますけれども、国も本格的に動き始めました。先日の報道によりますと、小学校からもう英会話は入れるべきという論議と、まだ今のままでいいのではないかという論議で、来年結論が出る方向性と情報があります。しかし、その中であって、今日の新聞報道で廿日市市が全小学校にALTを導入し、まず低学年からは授業に導入をしたという記事が載っておりました。これは本当に別のテレビニュースですと、フリーターの人口が10年後にはまだ随分多くなるであろうという報道も今日しておりましたけれども、子どもたちに力をつけ、国際感覚を身につけ、世界に通用する人材を輩出する義務があると私は思ふんです。全小学校がやっていないなら、今の答弁で、じゃ、それを続行してくださいという思いですけれども、国は数年前から小学校に英会話を導入する学校を募集しておりますね。その結果がその廿日市の研究開発校の推進の中で、主には高校ですけれども、それに限ったことはございませんで、

そういう制度がまずあるということです。それに手を挙げれば、100%国の補助で小学校の英語教育が推進できるわけですが、それを調査・研究し、手を挙げられるお考えはないか。その制度は大変小学校には厳しいかもしれません。では、次に、今、国も本当に小学校で英会話、コミュニケーションがとれる時間を持っていこうというのに力を入れておきまして、町内に住んでいらっしゃるとか、とにかく海外経験が長くて英語が流暢に話せる方がいらしたら、それを非常勤講師で雇って小学校に派遣する制度もございますし、また法律が、教員免許の改正によりまして中学校及び高等学校の教諭の免許を持っている方が小学校の総合的な学習の時間に授業ができるように改正になったので、もうご存じだと思うんです。そういったしますと、中学校の英語の先生を小学校の総合学習の時間に派遣ができるということですから、今の中学校の英語教諭の授業実態が私には明確に把握できておりませんが、その辺の検討をなされるお考えはないか。

もう1点、じゃ、問題になりますのは、中学校、高等学校の英語の先生が、授業じゃなく、文法じゃなくて、コミュニケーション、会話授業、子どもたちに会話ができる能力が皆さん備わっているかどうかという問題になっておりますけれども、その件につきましては国が研修の充実で随分中学校の英語の教諭にそういった形での研修制度を設けております。海田中学校の西中の英語の先生をこの研修に派遣していただいて、コミュニケーションができる能力まで高めていただいて、小学校の総合学習の時間で、小学校のコミュニケーションを図る英語の授業が実現しないかと思うんですけれども、それも含め、今の質問も含め、最後に教育長の小学校における英語教育の重要性といたしますか、お考え、それと同じ、町長にいたしましても、小学校における英会話の授業の拡充に対する町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）現在の環境センターの問題でございますが、国の基準が定めたところで、まだはっきりした要綱的なことも、とにかく新施設を建設する条件というのがついてるわけですね。そうしますと、今、国信地区で長年皆さんにあの地区の方にもいろいろご迷惑をかけたりしていただいておりますから、新しいものをつくるにしましても、地域の皆さん方の了解をある程度いただかにはいけんということも思いますし、また、1市4町でやっています安芸衛生管理組合がどういうふうな形で今から推移するのかということも含めて、1市4町で考えにはいけんような問題も含んでおりますので、前向きに検討して考えていきたいと、こういうふうに思っております。

それから、英語の問題でございますが、教育というのは教育委員会にほとんどお願いしてやっておるわけでございますが、私自身も小さいときから外国語の習得というのは必要であるというふうに認識しております。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）小学校における英語教育の問題についてでございます。この英語教育が小学校に導入され始めましたのは、いわゆる国際化の進展とともに、外国の文化、あるいは外国の方々の日本への行き来が非常に盛んになったというような時代を反映しての1つの姿でございますが、学校の中で具体的に導入され始めましたのは、先般の教育課程改訂になりました現行の指導要領が導入されますその研究が進んでおるさなかからでございます。先ほどお話しになりました廿日市市はその時点で阿品台小学校、阿品台東小学校が教育課程の研究を進めていく中でコミュニケーション能力としての英語に取り組んでいくという研究を国から指定を受けて取り組んできた経緯がございます。そういう中での延長線にあると思っておりますけれども、そういう経緯を踏まえながら現在の指導要領の中で英語教育というふうなものの導入が可能になりましたが、その可能になった範囲は、いわゆる総合的な学習の中での国際理解という分野での導入であるというふうに私はとらえております。そういう中で各小・中学校の中で生きた英語の学習を、英会話の導入を、コミュニケーション能力をというようなことでALTがどんどん入ってくる。あるいは国、あるいは民間、そういうところから導入されてきたというようなことがございました。本町もそういう中で、改訂されました指導要領の中でそれを導入していくためにというか、そういうかかわりを深くしていくためにということで、平成13年からこれを導入してきたわけでございます。その中で、今お話しになりましたような拡充の方向というのが今回、指導要領の一部改訂という中で出てきたわけでございます。これは、新しい指導要領が導入されて教育課程を組んでいきますためには各学校では大変な時間を費やしてその計画を練っていくわけでございますが、その年間の計画の中に今の小学校におけるコミュニケーション能力としての英会話と申しますか、英語を活用した学習を導入してくるという計画を立ててきたわけでございます。それを今、2年間続けてきたわけですね、新しい教育課程の中で。これについては年々いろんな課題があったり、いろんな改善点が学校の中では出てまいりますから、それを踏まえて新年度の計画を立てていくわけでございますが、今その反省時期に来ております。先般、校長会で私はこのようなことを申し上げました。大変厳しい財政難であるので、ALTの増員とい

うことは現時点では大変難しいけれども、現在のALTはフルに活用する。しかしながら、それだけでは国が示しておる拡充の方向というのは十分いかないかもしれない。したがって、地域の教育力を大いに活用しようじゃないかと。ご存じだと思いますけれども、これは日本人による英会話指導者認定協会というものが、これは非営利活動法人だろうと思いますけれども、そういう組織ができて、そういう中で英会話の指導が可能なのではないでしょうか、そういう有資格者が町内にもおいでになるわけですね。そういう方を大いに導入しながら、日本人の手による英語の指導、これも可能ではないかと。かつては日本人の英語はいわゆるブロークンな英語であるというようなことで言われておりましたけれども、最近は非常に国際化、そういうのが進みまして、英語が非常に流暢な方が多いと。いわゆる本物の英語に近い英語を話される方が多いというようなことから、こういう教育力も大いに活用すべきではなかろうかというようなことで、幾つかの例も話しながらその導入に向けて学校の校長先生方にひとつ考えていただきたいというようなお話をいたしたところでございます。したがって、国もそうでございますが、私どもも小学校における英会話の導入というのは、これは拡充の方向にあるというところをいたしております。したがって、それが授業の中でどの程度定着するかということは、これは指導要領の中身の時間数の問題にもかかってきますので、一概には規定というのは難しゅうございますが、学校の中でそういう場、そういう機会、そういう人たちが出入りして子どもたちが触れ合う場、これは大いに拡充していく必要があろうというような思いを持っておるところでございまして、そういう方向で学校にも指導しておるところでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）教育長、私は具体的に質問をいたしました。1点は、今、国が開発校の認定といたしますか、募集をしているけれども、それに手を挙げる気はございませんかという質問と、これが不可能である場合は、地域で、今、教育長がおっしゃった非常勤講師として招いて授業を充実させるお考えはありませんか。3点目は、中学校、高校の英語の先生が、小学校にも英語の授業ができるように改正になったのに伴って、英語力のコミュニケーション力に足りるのであれば、国が研修制度を設けているけれども、海田中学校、西中の先生方を研修に送るという考えはございませんかという具体的な質問を私は差し上げたと思うんですけれども、その点については1点も答弁がないように思います。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）済みません、総括的なお話だけで終わりました、申し訳ないと思います。

まず、1点目の国の事業に手を挙げる気はないかと。これは、ある程度素地が必要でございます。したがって、本町の場合はまだそこまで素地が行っておりませんので、段階まで来ておりませんので、ちょっと無理であるという判断をいたしております。

それから、2点目のいわゆる講師導入等のありようでございますが、これは先ほど申し上げましたように、講師という形でなくて、地域の教育力を活用した、ボランティアでお手伝いをさせていただきたいという声がありますので、まずそういうところから導入して拡大していきたい。

それから、3点目の中学校の指導者を導入してはということでございます。これは、現時点で中学校も英語指導の先生というのは非常に不足しておりまして、講師として招くためにはいわゆる教師としての資格が一応は必要になります。そうでなければ、資格のある人と同時にチームティーチングを組む必要がございます。そういう段階で申し上げますと、小学校には今、英語の教師としての資格をお持ちの方というのが1名、私の記憶ではおいでになります。これは中学校の英語指導の担当の先生が小学校へ行きたいということで、町内で小学校の先生をいたしてもらっております。その方は英語がしゃべれると。ですから、そういう方を大いに活用した英語の、だから、それはチームティーチングを組んだり、ALTの方と提携をして、その中身をその先生が導入したりというようなことも行う実績もがございます。そういう取り組みをしておりますが、外部から招くというのは非常に難しゅうございますが、中学校の先生も今のように数が少のうございますので、大変厳しい中がございます。ですから、できるだけ小・中学校の中の連携をとりながら、そういう可能な点についてはこれからも頑張っていきたいというような思いはいたしております。

それから、先生方の研修については、例えば英語の資格をお持ちの先生は、これは特別海外派遣制度というのがございまして、これはどんどん行っておいでになります、一般の先生方についても、そういう機会があれば大いに参加させていただきたいと。ただ、これは手を挙げましても、参加資格といたしましうか、抽選があつたり選考があつたりしまして、なかなか100%思いが遂げられないところがございまして、大いに奨励はしたいと。

○議長（前田）暫時休憩をいたします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~  
午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開
~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。2番、三浦君。

○2番（三浦）2番、三浦です。3点ほど質問させていただきます。

1番目、広島市との合併問題について。町長は国からの財政支援を受ける上で、合併を考える上で合併特例法の期限は重要な判断材料になるとの認識を12月議会で示されました。期限まであと1年余りであります。早急に調査・研究機関、プロジェクトチームを立ち上げる必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

町長さんの公約の中に住民投票の実施がございましたが、そこまでに至るスケジュールはできておりますでしょうか。また、住民投票の結果をどのように受けとめるのでしょうか、質問いたします。

次に、教育問題について。魅力あるまちづくりの根幹の1つは教育行政であると思いますが、一貫教育に代表される教育の連続性について町の教育行政はどのように認識し、実行されているのか、お伺いしたいと思います。

次に、教職員の能力向上、教育指導の充実を図る上で教職員の中途採用、長期研修等の民間活力の導入は考えられないか、お伺いいたします。

次に、CATVの開局に伴う海田町の姿勢についてでございますが、安芸ケーブルテレビが4月に開局予定でございます。町として公共上下水道と同じような社会資本の整備としてとらえ、住民福祉サービスの一環として、町民が負担する工事費の一部としての出資増額等は考えられないか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三浦議員質問の1点目と3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いたします。

広島市との合併問題の件につきましては昨日からるる説明をさせていただいておりますので、もう十分認識はいただいたと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、CATVの開局に伴う本町の姿勢の件でございますが、安芸ケーブルテレビの開局に伴い、町民が負担する工事費の一部を町が出資してはという質問でございますが、まず、町が出資した経緯を申し上げますと、本来民間で整備されるべきものを町が出資

して第三セクター化することによって国の補助等を受けることができ、これにより、早期にCATVが整備され、住民の皆様がその利便性を享受できるという観点から出資したものでございます。その割合は県内先進地の出資割合の平均である資本金の1%、300万円としたものでございます。ご指摘の各家庭に引き込むための工事費の負担につきましては、CATVに加入するかしないかは個人の自由でございますが、加入した人だけがCATVの利便性を享受できるものであることから、個人が負担すべきものを町が負担するということとなりますと、CATVに加入する人とならない人とで非常に不公平を生じるということでございますので、現在は、町としては検討の課題になりますけれども、実際に今から開局してみても、例えば福祉の問題とかを含めて、町のいろんな情報を流すためのことで始まりますればいろいろなことを考えてみたい、こういうふうに思っております。できるだけ今の、下水道は、供用開始後3年以内という水洗便所への改造義務づけがあるのでございまして、これは全町民がその利便性を享受できる事業で、民間事業者で整備されるべきCATVとはちょっと性質が異なるというふうに判断しますので、よろしく申し上げます。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木） それでは、教育問題について私の方から答弁させていただきます。まず、教育の連続性についてのお尋ねでございます。本町では、保育所のこともございますが、特に小・中学校の教育連携を大切に考えているところでございます。具体的に申し上げますと、各学校で行います教科等の研究、授業を通しての研究でございますが、そういう際に町内小・中学校がお互いに知らせ合い、授業参観や協議会の参加を呼びかけておるところでございます。また、総合的な学習の時間の内容につきましては、小・中学校の教育内容を重複することなくそれぞれの学習が展開できるようにお互いの内容を確認し合い、交流し合っておるところでございます。また、生徒指導につきましては、今年度は重点校に指定されました海田中学校と、同校区の海田南小学校が連携して取り組んでいく形態をとっておるところでございます。また、来年度は海田西中学校が広島県の道徳実践研究指定校を継続して受ける予定になっておりますので、同校区の海田西小学校はもちろんでございますが、本町教育委員会も積極的に加わりまして、全町で道徳教育の推進に学校を挙げて取り組んでいきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

次に、民間活力の導入に関するお尋ねでございます。教職員の人事に関しましては、

ご存じいただいておりますが、任命権者は県教育委員会でございます、本町の考えだけで教員配置及び任用はできない状況でございます。議員ご指摘の民間人の登用につきましても現在、県教育委員会が積極的に進めているところでございます。本町は学校現場における地域人材の活用については、総合的な学習の時間を中心に、ゲストティーチャーとして学校に招く等、教育指導に十分貢献していただいております。また、教員の民間企業への研修、これは長期と短期がございますが、これについては県教育委員会がどんどん進めておる現在の大きな事業でございます、本町も積極的に先生方の参加をさせておるところでございます。以上でございます。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）再質問をさせていただきます。まず最初に、順番は違うんですが、CATVについて。これは12月の齋木議員の答弁、それから、昨日のお話にもありましたように、いつどの課の方に伺っても大体同じ、今の町長の答弁のようなのを伺いいたしておりますが、長い将来にわたっての私の思いもあります。齋木議員の思いもありますので、気持ちだけ述べさせていただきますので、お聞きいただければと思います。ケーブルテレビは双方向のメディアとして現在、国内各地域で開業が続いております。現在、全国で567社が認可開業し、数十社が開業準備中であります。情報の受信、処理、発信の可能性のある地域メディアとして、地域情報番組、教養娯楽番組等を放映しております。また、国の政策としてのe-Japan計画においての情報基盤の再整備も担っております。医療福祉サービスとか住民票発行等の行政サービス、セキュリティー、生涯学習、不登校児童に対する教育指導等の教育サービス、電話等、あらゆる可能性を秘めていると思います。町長の施政方針にもありました情報通信基盤の機能の強化にも合致していると確信をしていると思います。必要性を高いレベルで把握できている地域では少しの啓蒙活動で住民みずから積極的に入会し、短期間で加入率が50%を超え、行政もそれにまた積極的にスムーズに番組等を参画しております。そうでない地域においては、行政みずから啓蒙活動し、社会資本の整備として家庭までの引き込み工事を全額負担したまちもあります。町、商工会、または民間のパソコン講座等もありまして、機械音痴の私でもメールアドレスやホームページを持っているくらい、現在はお年寄りも含めて、パソコンの普及率は飛躍的に伸びております。開局に合わせて、近い将来の住民サービスのためにぜひお考えをいただきたいと思います。また、違った形の援助をしている自治体もございます。5万人規模の自治体ではありますが、年間800万円の番組作成費の補

助を出している自治体、これは萩市ですが、ございます。海田町に置きかえて言うならば、公民館活動、ふるさと館、ひまわりプラザ等の紹介とか、税金等の周知徹底とか、地域情報番組に補助金を出して、なおかつ番組審議委員を出して番組の審査をもする姿勢が、町民の皆さんが安心して、信用してパソコンを購入したり、そういうCATVに加入できるんじゃないかと思っております。そういう自治体では、ちなみにテレビを見る視聴率が50%をはるかに超え、70から80に行っておる地域もございます。町がCATVを信頼して活用しているということが、町民の皆さんが、ああ、これはいいものだなということで、安心して加入できる促進剤になるんじゃないかと思っております。ただ少しですが、資金の方をいかがでしょうかというふうに言ったわけで、12月からの答弁の中で、本当にしつこいようでしたが、意見を述べさせていただきました。これでその分の質問は終わらせていただきます。

次に、昨日からるる説明のあった合併の関係の中なんですけれども、まず、最重要課題である合併問題についてということで、12月の西田議員の質問の答弁では早急に合併問題に関してプロジェクトチーム、合併検討委員会を立ち上げるということを町長さんは示されたと思います。また、同じく12月の議会の答弁で三宅議員に対する答弁では、第3次海田町総合基本計画に上げた事業も含め、まちづくりの方向、行政運営のあり方を話し合う場であるということで（仮称）海田町活性化委員会を発足させるということであったように思うんですが、今回の町長さんの施政方針の演説では、（仮称）海田町活性化委員会では第3次総合基本計画に上げた事業も含め、まちづくりの方向、行政運営のあり方を話し合う場プラス合併問題を含めた形になっておりましたが、西田議員に対する答弁の合併検討委員会と三宅議員の質問されました（仮称）活性化委員会というのは同一のものと把握してよろしゅうございますか。まず、1つだけ。頭が悪いもので、1個ずつ質問させてください。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）テレビの問題でございます、CATVの問題でございますが、これも商工会との先般の役員と一緒に懇親会に行きまして、るる萩市に研修に行つての報告も受けております。しっかりPRするために海田町の各出張所、公民館、ふるさと館を含めてPRのポスターを張らせていただいて、町民に浸透するように広報をしておるということでございます。今から、さっきおっしゃったような、多岐にわたる福祉とかいろんな問題で活用の部分はたくさんあることは予想されますので、そこらは町としてひとつ審

議をして皆さんの期待できるようなことにしていきたい、こういうふうに前向きに考えておりますので、よろしくお願いします。

今の三宅議員とか西田議員の問題につきましても、これは昨日から言っていますように、町活性化委員会も合併を含めた町の仮称の活性化委員会と同一ととらえていただいて結構でございます。そういうふうに思っております。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）その（仮称）活性化委員会はまだ立ち上がっていないので、内容についていろいろお伺いするのめどうかとは思いますが、11月の選挙のときから町長が申されたものですから、少し聞かせていただきます。その町活性化委員会となるものは合併の是非を町民に、例えば合併したらこうなるよ、しなかったらこうなるよという材料を町民の方に提出する委員会なのか、また、町長の諮問委員会で、町長に意見を申し上げる会なのか、その辺をお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）これはケース・バイ・ケースで、物によって違うわけです。例えば合併問題に対しての諮問をする場合もあり、また、町のいろんな諸行事に対することも含めていろんな答申をしていただかなきゃいけないこともあるというふうに判断をいただきたいと思います。内容につきましては、今から立ち上げて、またその人たちのいろんな意見を聞きながら私の判断を含めて進めていきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）再々質問なんですけれども、その結果というものは、例えば最初の11月の町長さんの冒頭での施政方針ですか、その中では議会と両輪としてやっていくと。崎本議員の質問に対しては議会重視でやっていくというふうにおっしゃっていただきました。その中でこの活性化委員会が、例えば会議が公開になるのならば話は別ですが、密室でやられる場合、今どういうふうな話し合いをしているとか、今どういう中間の結論が出ているとかいうのは我々にもぜひ聞かせていただきたい。また、8月に住民投票をするというようなお話だったんですけれども、例えばもしそれが本当ならば、町民が考える時間というのが何カ月間か要るわけですよね。何カ月間か要るというふうなことでありましたならば、たったそれが1カ月で配布してというのはまず不可能ですから、例えば6月ぐらいにするのなら、もし広島市の健全化計画の最終案が出てこなかった場合、大

変なことになりますよね。だったら、もう早急にというんじゃなくて、来週から始まります予算委員会などで、メンバーも含めてこういうふうにしたいたんと。11月に出された素案も含めて、1月、2月に出た新聞記事、公共事業の見直し案、それから海田町の財政なんかも委員に全部示されて、大体のことを把握した上で健全化計画を待った方がいいような気がするんです。ということは、逆算すると、住民投票条例は4月15日なんですけれども、年度が変わりしたらすぐスタートできるぐらいの速さでぜひやっていただきたいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）確かに情報公開をしっかり、隠しておく必要はないわけですから、町民にしっかりそれを見ていただいて判断の材料をつくる。そして、活性化委員会のメンバーもまだ人選を、私の頭の中にありますけれども、公表はしていないし、向こうが受けてくれんということもあるかもしれませんので、そこらを含めて早急に考えていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）済みません、早急にというので、またしつこいようなんですけれども、4月にはすぐ立ち上げられるようにひとつよろしくお願いします。

続きまして、教育の連続性ということで、魅力あるまちづくりということで教育行政はすごく大事な、幾らお金がないと言っても、今まで一生懸命やってこられた老人に対する福祉サービスと、今から育てていく子どもたちに対するお金というのは惜しんではならないと思えます。幾らお金がなくても、どこかで捻出して、そういうものにはお金を使っていただきたいとは思いますが、まず、西中・西小の児童・生徒の問題は卒業まで在校されるということで、3月のこの議会の始まる前に町長さんの説明にもありましたように、とりあえず安心したんですけれども、その後、西小と西中が生徒数とか児童数が減少した後、一体どうなるんじやろうかという心配もあります。その辺、まず1番目ですが、どう思われているのか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）学級数の見込みについては先般、施政方針の中で町長の方からお話しいただいたところですが、ちょうど学級の状況が非常に厳しいというか、きわどいところにある学年がございます。小学校でいいますと、海田西小学校の場合は1年生が現在のところ40名でございます。40名ということは、当たり前になりますと1クラス

でございますが、いわゆるはばたきプランというのがございまして、小学校の1年生、2年生に関しては、35名を超えるクラスの場合は、小規模の学校の場合は非常勤講師をつけて20人単位の2つに分けて授業をすることができる、こういう制度がございまして、これが該当いたします。それから、2年生は、これは43名だと記憶しておりますが、これは2クラスになります。3年生が34名ぐらいで、大体35名以内。今一番心配しておりますのは、5年生が37名ぐらいになっておるんです。これが、学級数で言いますと、教員の数で学級数プラス1名という配当になるんです。そうしますと、あそこには障害児学級がございまして、学級数が、障害児学級を入れて10、配当されます教諭の数が11名、それに先ほどの非常勤が1名おりますから、合わせて12名の教諭でもって対応していくということになるわけです。

それで、学校の中では現在、いわゆる別途の時間数で対応できるような講師の導入はできないだろうかというので、今、県と一生懸命交流をしておるわけですが、学校の中で、場合によっては1名の余員がございまして、それでもって学校の校長の判断でクラスを2つに分けて、5年生を2つに分けて学級編制をして、基準学級では5年生は1クラスであるが、実学級は2つにするというようなことも校長の権限内ではできるようになっておりますので、そのところは状況を見ながら学校の方で判断してもらわなければいけない状況になると思います。これは行政の方でこうしろ、ああしろという問題じゃございませんで、学校経営上の問題でございますから。一応そういう状況が今、小学校にございまして、ここらあたりが今、課題といえば課題になっているということで、教員の加配がいただけないものかということで八方手を尽くしておる段階でございます。

それから、中学校の方は、これは在籍の子どもがいなくなりましたので、障害児学級がなくなるということ、それから、昨年、生徒指導関係で特別加配をもらっておりましたが、特に大きな問題行動もないというようなことで、それが引き上げられまして、今、教員の数で2名減という状況になるような状況になっております。これについては、学級数は昨年、障害児学級がありましたものが1減ったというだけであって、学級数の変動はございませんが、学校の方で教科構成等々を考えながら、今、町で出しております町講師あたりをフルに活用して学校経営していくということで、現在の校長はこれでやっていけるという展望で今やっておるところでございまして、特段大きな課題というのは今の小学校の5年生に多少の不安があるという程度で私どもは掌握しておるところでございます。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）児童・生徒の中で急激な規模の縮小といますか、友達がいなくなるというか、学校がどんどん小さくなるというのは、山の方の学校とかというところで、たった何十人の学校とかで一生懸命魅力ある学校づくりをされているところもあるとは思いますが、どんどん学校が少なくなってくる。例えばスポーツ少年団が運営できなくなる、文化クラブにしても大きな活動ができなくなるという、社会教育的な、学校教育的な、両方にかかわるような活動がだんだんするのが難しくなってくると思うんです。その辺で難しい問題じゃないかとは思っていますが、海田町内での登校区の区割りの変更とか、よく最近、県の方でもあります、好きな学校に行ける、希望する学校に行ける。私は小さい小学校の方がいいよと。あそこで特色があって、例えばあそこがバスケットボールが強いなら、バスケットボールを僕はしたいからあそこに行きたいとか、そういう柔軟な対応を考えていただけるかどうか、それが1つ。

もう一つ、西小学校、西中学校周辺というのは、特別と言ったらおかしいですけども、保育所があり、小学校、中学校、全部ひっついているじゃないですか。ですから、僕自身としては教育の連続性というのは、僕は保育所・幼稚園と小学校が一番大事だと思っているんです。不登校にしても、非行にしても、それからいわゆる学級崩壊ですか、そういう問題にしても、保育所、幼稚園のときから、3歳ごろから必ず芽があるんですね。そういう芽を小学校の先生が保育所とか幼稚園、例えば保育所は厚生省だから、幼稚園は文部省だからというような、文部省が何を言われようが知らんよというぐらいの気持ちで、うちの子どもは大事なんだからということとらえてもらって、一緒に保育所も幼稚園も見てもらって、この子はこういう問題があると。西田議員らとよく清掃活動なんかもやっているわけですが、ごみの中に、最近一番多いのが赤い口紅がついたたばこなんですよ。そういう人たち……。ごめんなさい、ちょっと言葉が悪いと思います。そういう、本当にしなければならぬ保育を放棄するような方もたくさんおられます。なおかつ、あまりにレベルが高過ぎて、保育とか幼稚園とか小学校のことで、あの人らより私の方が偉いんじゃないけん言うことを聞きんさいというような、逆にそういう人もおられます。そういういろんな状況の中で子どもがそういうものを聞いたりしてその時期を育つというのは大変重要だと思うんです。ですから、特に僕としては小学校の低学年の先生と保育所や幼稚園の先生方と連携をとってそれぞれの個性とかというものをしっかり把握して小学校に上げていただきたいと思います。2点ほどお願いします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）まず、1点目の学区の運用の問題でございます。三浦議員がご指摘されましたように、今回の寿町の官舎の移転ということで、町内では海田西小学校の規模が一番小そうございましたから、ですから、ここでは満足できないというようなことで矢野へ移られた方がもうそちらの学校へ行くというような思いになってくださらなければいいがなという心配をしておったわけですが、定例の人事異動で配置がえになった方以外は、弾力的な運用が可能な人はすべて西小・西中へ引続いて行かせてほしいと、こういう思いをいただいたということは、いわば学校の規模云々ではなくて、学校の特色、学校の中身、このことによってやっぱり判断いただけたんだと私どもは非常に喜んでおるところでございますが、そういう意味で、現在、学区の弾力的な運用というものについては学校の校長さんの一応意見書、もちろん保護者の願いが前提でございますが、それと教育委員会の今までの経緯を踏まえた協議の上で判断をし、認可しておるところでございますが、とりわけ今日的な不登校問題、学校の友人関係であるとか、あるいは先ほど申されたクラブの問題が多少根っこにあるものもございまして、そういうものも含めた状況の中で、不登校状態が生じるようなことになっては一番困るわけですし、そのことが生じないようにするために、その学区を超えた弾力的な運用というのもその中の要因の1つには入っておるわけですし、弾力的な運用の状況がかなり本町では生かされている現実がございますので、この状況で当面はやっていきたいと思っておるところでございます。

それから、連続性というのはいわゆる保・幼・小・中・高等々の学校間の連携ということの意味しておいでになるということで、これは既に議会の中での他の議員さんからのお尋ねの中での答弁の中で申し上げておるわけでございますが、とりわけ海田西中学校区、海田西小学校、あるいはつくも保育所、それから海田高校あたりの非常に教育環境、いろいろな校種の学校等があるところでございますが、学校では、例えば小学校と保育所、これの連携活動、とりわけあそこにはビオトープをつくりましたから、保育所の子どもたちにも大いに活用してくださいという連携もとっていただいておりますが、十分ではないと私は思っておりますので、これはもっと進めていかなければいけないと思います。それから、小・中の連携でございますね。これは、ちょうど西中学校が道徳の指定校を受けたということで、小学校では西小学校が窓口になってというような形で先生方が行ったり来たり、ともに研究したりというようなことも行われ

ておったりします。それから、教科に限られておりますけれども、数学あたりでは中学校と海田高校のお互いの先生が行き来して、数学の授業のありようというようなことについてもお互いに研究したり交流をし合っておるというようなことで、この流れを町内でもっと生かしていきたいというようなことで、今、構想の中では保育所の皆さんと小学校の先生方の交流ですね、お互いの研究・交流の場、こういうようなものも考えていく必要があるのではないかというようなことで構想の中には今持っておるところでございます。ご指摘のように、非常に大事な教育の場であるというように考えております。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）これは可能性としては全く問題ないんだと言われるかもしれませんが、せっかく西小・西中、保育所、海田高校の中で、それだけのレベルで連携をされ、一生懸命やられているのなら、県の教育委員会ともいろいろ、もちろんこれは町長さんの絶大な力が要とは思いますが、保育所から高校までの一環教育の場としての、例えば新海田小学校・中学校・高校とか、そういうふうな、保育所からの一貫教育の場のモデル地区の連携した、連続性とした学校の地区、例えば小学校は1クラス30人は海田小まで、あとはよそから入れるとか、そういう教育ゾーンとしての場の可能性を探っていただきたいなというふうな気持ちを持っておりますが、そういうのは可能性として考えられますでしょうか。質問です。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）これはもう既に可能性ではなくて、現実に体験をしてきておることをございまして、海田高校、海田中学校が連携をいたしまして保育体験事業というのを、県の事業でございますが、これをつくも保育所を1つの場にしながら、中学校、高等学校が連携して取り組んできた、これは2年前でございますが、そういう実績もございました。したがって、県としてもそれは1つの事例として、海田が取り組んだものは評価していただいております。今後、こういうものをほかの場でも生かしていける機会があるのではなかろうかなということで、1つの町の財産と考えておるところでございます。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）僕が質問したのは、そこまで一生懸命やっていらっしゃるんですから、言葉を変えれば、管理者を1人として、保育所から高校までの1つの大きな学校としてとらえての、予算も先生もそういうふうにできれば最高の教育地区ができるんじゃないか

なというふうな可能性はないかなというような質問だったんですけど、どうでしょうか。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）その可能性についてはこれから調査・研究していきたいと思っています。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）済みません、続きまして、2番の教職員の能力向上ということなんですけれども、海田町の教育行政の中の資料なんかを見せてもらっても、確かな学力とか、信頼される学校とか、地域に開かれた学校とか、教職員の中の先生方の中では年間学習計画の作成、その修正、またその反省、またいろんな役職、もちろん先生方も家に帰ればお父さん、お母さんであります。ゆとりの教育とか豊かな教育ですか、ゆとりの教育をするのに、ゆとりの教育をしなければならぬ先生方が今一番ゆとりが無いような気がします。行政もそうですが、文部省の通達もそうですが、どんどんどんやり方が難しくなって、僕は何回か見せてもらったことがあります、1年間の学習指導要領を先生方は、これはつくるだけで何カ月もかかります。それをつくりながら学年の子ども面倒を見て修正しながら反省もしなければならぬ。それを全部教頭先生や校長先生は見て指導していかなければならぬ。そういうことに余りなれていない先生方にこの二、三年急激にそういうものを押し込めていらっしゃいますよね。そういう状況の中でゆとりの教育が本当にできるのか、もっともっと、文部省や県の教育委員会では例えば学級数プラス1名の教員数とか何かというのは決められておりましたとしても、当町ではもっとゆとりの教育とか豊かな子どもを育てるためにはこれだけ人数がどうしても必要だから、また、県で最近よくやっておられます、校長先生を呼んできたりするじゃないですか。でも、それって、そういうよくわからないところにいきなり来られるから、ノイローゼになられたりとか、不幸な結果になることもありますよね。だったら、先に民間と先生レベルで、例えば教員免許を持っていらっしゃっても民間で働いている人を入れて、民間の雰囲気を入れておいた後に校長先生をまた民間から呼んでくる。可能性の問題ですけれども、そういうことができるかどうか。予算がこれだけしかないから、でも、子どもの教育に対してこれだけどうしても人数が要るから、何とか捻出して先生とかそういうものを増やしていただけんかということをお話して教育長が今の先生の状況を見ておっしゃられる気があるかどうか。長年そういう近くにおりました関係で、特にこの四、五年の先生の、子どもを教えるという実際の、先生にとってはそれはお仕事なんですよけれども、仕事以外の仕事というのが物すごく増えたような気がするんです。ゆとり

の教育がそれで本当にできるのかどうかというふうに考えておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）物の考え方だと思うわけですが、充実があってゆとりがあるのであって、いわゆるとことん準備していなければ、授業に出たときにゆとりができないわけですよ。そのゆとりを生むための充実、それがいろいろな諸準備であるというふうな解釈をしますと、今までそれが十分できておった人についてはさほど大きな負担ではないが、今まで十分できていなかった者についてはそういう状況をつくるために大変きつい状況が生じてくるんだと。しかし、一たん、あるレベルまで行きますと、それが今度はベースになっていきますから、精神的にも、あるいは肉体的にもゆとりができてくるということだろうと。基本的にゆとりの教育というのは児童・生徒に対してのゆとりでありまして、先生のゆとりじゃないんです。子どもたちのゆとりを生むためには先生は充実させにゃいかん。そのためには忙しくなる。これはいたし方ないことだと思うんです。しかしながら、そうはいいながら、現実には大変健康を害される方もおいでになる。やっぱり過重負担になっておるんだらうということで、町としては、例えば図書司書を町の予算でつけたり、あるいは非常勤、介助員等をつけたり、あるいは事務的な煩瑣な仕事を補うために事務職員をつけたり、あるいは東広島にはおりませんが、用務員、いわゆる現業的な仕事をされる方をつけたりというふうな形で町としては援助をしておるところでございます。町によっては、あるいは行政によってはそういうものをつけなくて、じゃ、民間へ行かすだけの金を浮かそうかというふうなところもあるわけですが、本町としては民間研修等については、これは県の制度を活用しておるということでございます。したがって、ホテルで研修した、グランビア等で研修した者もおりますし、あるいはスーパーですね、そういうところで実務体験をした者もおりますし、いろんな者がおります。短期であったり長期であったりしますけれども。そういうような人たちが現場から帰ってきて、学校現場で今度はその体験を生かした活動をしていく。そのことがまた周りの人への大きな影響力になって学校が改善されていくという現実がございます。そういう状況の中で、管理職等の民間人の登用等につきましては、これは任免権の問題がありますので、これは町にはできない。これは県の仕事になってまいります。そういう点をご理解いただきたいと思います。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）最後になりますけれども、10何年間、PTAの会員としてずっとる小・中・高を見てまいりましたけれども、特にこの四、五年の間というのは小・中学校はすごくよくなってきたと思います。どんどんどんどんよくなってきていると思います。この流れの中で、よくなっているときだからこそ、もっとよくなる方策を考えていただいて、特に町長さんが新しくなつてこられたわけですから、一緒になつて子どもたちの未来に向かって邁進していただきたい。教育長、頑張ってくださいと思いますので、頑張ってください。ありがとうございました。

○議長（前田）3番、三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅です。3つほど質問させていただきます。1つ目、快速電車の海田市駅停車について。現在、海田市駅を通過する快速電車は2種類あり、山陽本線のシティライナーと呉線の安芸路ライナーです。シティライナーは広島を出て瀬野までノンストップ、安芸路ライナーは広島を出て呉までノンストップです。快速電車停車問題は10年以上も前から町議会の一般質問でも取り上げられ、海田町の悲願であります。されど、快速電車はいまだ海田市駅を通過しております。利用者の方々の利便性向上のため、あるいは海田町の拠点性の強化のためにも改めて西日本旅客鉄道株式会社に快速電車の停車の要望書を提出したらと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、「減らそう犯罪」について。広島県では平成14年春から「減らそう犯罪」広島県総ぐるみ運動を展開し、さらに運動の大きな推進力として平成15年1月1日に「減らそう犯罪・ひろしま安全なまちづくり推進条例」が施行されました。平成15年から3年間で犯罪数を30%減らす目標が立てられ、今年2年目を迎えております。2年目の今年の目標は、犯罪発生の際的分析で73.8%を占めている駐車場・駐輪場対策に強力に取り組んでいくことになっております。県は「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プランの中で「市町村は県民に最も身近な自治体として地域住民や事業者などの取り組みを支援する」としています。そこで、2年目の目標の駐車場・駐輪場対策に町としてどのように支援をしていけますでしょうか、考えを伺います。

次に、3つ目、海田市駅南口地区まちづくりについて。ホップの香るまちからにぎわいのまちへ、府中町のキンビール広島工場跡に中四国最大級の大型ショッピングセンター、ダイヤモンドシティ・ソレイユが3月24日にオープンします。JR山陽本線広島駅一向洋駅間には天神川駅が3月13日に開業し、そばには平成21年度の完成を目指して都市高速の府中仁保道路・府中インターの建設も進みます。敷地面積約11.5万平方メー

トル、店舗面積6万4,500平方メートル、駐車台数4,300台、車で40分圏内の113万人を基本商圏と見込み、年間来客数2,000万人、売上高500億円を目指しております。これは海田町にとって大問題であります。これからまちづくりを目指す海田市駅南口地区にとって影響ははかり知れないものがあり、絶望的ダメージともなりかねません。今こそ危機感を持ち、まさに生き残りをかけて、再生のため、駅南口地区のまちづくりにこれからどのように取り組んでいくのか、平成16年の今、改めて町長の方針とプランを示していただきたい。以上です。よろしくお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三宅議員3点の質問に答弁をいたします。快速電車の海田市駅停車についてでございますが、昨日もこの件については若干触れたことでございますが、1月にJR西日本広島支社にごあいさつにお伺いしましたときに快速電車の停車についてお願いしたところ、海田市駅の利用促進のための施策の展開や要望活動等、町を挙げての取り組みが必要ではないかとの意見をいただいております。今後、利用促進のための具体策が実現できるような状況になれば、住民運動等と連携しながらJRに要望していきたいと考えております。

次に、「減らそう犯罪」にいつての質問でございますが、ご指摘のとおり、広島県では「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動を展開中でございますが、特に犯罪発生件数の多い駐車場・駐輪場等を重点項目に挙げておられます。本町でも、駐車場・駐輪場の防犯対策として、年間を通じての夜間防犯パトロールや防犯情報の提供をはじめとする広報活動を行いながら、住民、警察、行政が協力し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進したいと考えております。

次に、海田市駅南口地区のまちづくりについての質問でございますが、海田市駅南口地区のまちづくりにつきまして方針とプランを示してほしいとのご質問でございますが、土地区画整理事業につきましては、佐中議員や桑原議員にお答えしたとおり、引続き地権者の方々のご意見をお伺いするとともに、議員の皆様や関係機関とも協議しながら早期に方向性を決定したいと考えております。また、ご指摘のような本町周辺的大型商業施設の立地に伴う商圏の変化につきましても注視する必要があると考えております。今後につきましては、商工会等と商業の活性化について真剣に話し合いを行うとともに区画整理事業との整合を図りながら、地域間競争に生き残れるような広域的な視点に立って魅力あるプランづくりを行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

す。

○議長（前田）三宅君。

○3番（三宅）ありがとうございました。それで、第1点目の快速電車の停車問題は、この正月に倉敷に行きまして、帰り際に瀬野で乗りかえて快速が出ますということで、意外に。今までは山陽本線の快速は西条までノンストップだったということなんですけれども、最近、山陽本線は瀬野と八本松にとまっているんですね。前は西条までノンストップだったんですけれども、なぜ海田を無視して瀬野と八本松が。そこが私が一番とにかく気に入らなかったところなんです、正月にあれでということ。それで、山陽本線に関してはJRに広報のダイヤ編成の担当の職員の人と行きまして話をしましたんですけれども、基準とかというものは特別に、よく聞きましたけれども、ないというてはつきり言いました。快速電車をとめる基準は特別にない。それで、瀬野と八本松、特に瀬野がとまり出したのは北側に団地ができたということと、それから八本松、どうも、よく聞きますと、政治的なものとか、団地ができて業者とか、そういう圧力でもって、瀬野なんかは乗降客が海田市駅から見れば断然少ないわけなので、海田は今、従来から1万8,000人ぐらいおりまして、乗降客が少ないのに、政治的圧力とかそういうことでとまっているということ、それで、八本松も西条を出てすぐなんですけれども、これも東広島市ですからということで、何か郡部だからいじめられておるような気も往々にしてしたんですけれども。それと、呉線の快速がもう1種類あります。これは、調べて、平成8年ごろからライナー、快速電車、今は安芸路ライナーですけれども、出ていると。これも通過しておるというのも、かなり広島まで短時間で短縮なんですけれども、例えば国際学院なんかに行く方が快速を使った場合でも、広島駅に出てから乗りかえてということで乗りかえもあるので、途中で坂にもとまっていますし、どこにもとまっていないんですけれども、これもノンストップということであれなので、ちょっと気に入らないわけなので、とにかく、東部の拠点ということでやってきておるわけですから、メンツをかけて要望ということを出してほしいということで、住民運動とかということよりも、基準は別にないんですから、強く言えばとめられると思うんですけれども。それから、ここに平成5年の議会だよりを持ってきておりますけれども、このころにもう既に加藤町長と国岡議長の名前で要望書が出ているんですね。それからもう10年以上もたって、時々、町長もあれですけれども、出て、とにかくとめようということがあったんですけれども、いまだに実を結んでいないということは屈辱のような気がしてならない

わけで、とにかく強くまた要望を出してもらいたいと思います。

それから、2点目の「減らそう犯罪」は、これは書いておりますようにということで、今、犯罪件数が非常に多いということで、3年間で30%減らそうということで、警察の生活安全課の方に行って話も聞きましたけれども、今年は2年目で駐車場、駐輪、これが73%、非常に多くなっておりますので、だから駐輪対策でやりたいということで減らそうということで、駐輪の方は町の方から補助金とかそういうことは、すべて出してライトをつけるというわけにもいきませんが、町営住宅のような、西浜とか三迫とか蟹原のような町営住宅のようなところ、それからマンションのようなところ、あとは個人で持っているところもありますので、そういうところに徹底するために啓蒙活動をどんどんやっていっていただきたいと思うんです。そこで、この安全情報の、警察のが回ってきたんですけども、その中に、車をとられる、車上ねらい、これはとられるのはかぎをしていないのがかなりあると。40%か、かなりかぎをしていないからとられる。これは当然なようなんですけれども。ここに、ドアロックは確実に、窓は完全に閉めて、中にバッグがあったらその気になるので、バッグを放置しないで、盗難グッズの活用をとか、駐車場をもっと明るく、これは非常に大事なところなんですけれども、駐車場をもっと明るく、防犯カメラの設置、対策をすれば泥棒が逃げるというようなことなので、こういったようなことを、今言いましたように、公的な町営住宅のようなところもある、マンションの管理組合、マンションのようなところの駐車場もある。一般でやって露天で広く持って、小さくてもあるというて、啓蒙活動をどういふぐあいにやっていくかということなので、その辺をお聞きしたいと思うんですけれども。

それから、3点目、これが一番重要なんですけれども、いつか駅前のエールエールA館、福屋ができたときにも言いましたんですけども、とにかく私も一緒にやりまして、もう14年ですか、30代で、50代にもう入ってしまいましたけれども、福屋のオープンするときにも行ったんですけども、実際にソレイユを府中に入ったときにぐるっと回ってみますけれども、これはかなりの脅威になると思います。とにかく相当な大きなものですし、面積も、駅前が5.7ヘクタールだったら、11.5、倍ぐらいありますし、それから、イオンとかいろんな商業施設も入りますし、ということで、そのほかにもちょうど3月に合わせて広島市内、そごうとか、それから宇品地区のイオンとかいうのが来ますので、とにかく危機感を持って、もうずっと言ってきたんですけども、海田町を生かすも殺すもとにかく駅前からということでまちづくりもやってきたわけなので、とにかく危機

感を持って、ふんどしを締め直してやらなければ、本当に通過だけになってしまうと強く思っていますので、その辺をもう1度お願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）快速電車の件でございますが、昨日からお話ししましたように、西日本の中国支社の方へ行って話をしていますが、ただ基準があるかないかという問題よりも、利用がどのくらいあるかというのが一番で、私も以前にも議員のときに皆さんの一般質問で快速電車の停車、先ほど言われましたような、国岡議長さんが当時そういう運輸大臣に出されたということも記憶しております。これは利用が今たくさんあるんですけど、まちを挙げて、例えば商工会とか工場とかいろんな企業が一番困っておられるということを我々も痛感していますので、あわせてこの運動を展開してみたいと思います。そして、例えば署名運動が要るなら要るような形で皆さん方にまたお願いをしながら、企業と商工会と色々な形で取り組んでいきたい、こういうように思っております。

次に、「減らそう犯罪」の問題でございますが、これも昨日の施政方針でもありましたように、とにかく夜間パトロールなんかを今、町が半年間やった結果が物すごくいいんです。それらを含めて、今度は1年間これを続けていきたいと。タイアップが警察、町、民間の皆さん方、推進隊とか、いろんな方が一緒になってやらにゃいけない「減らそう犯罪」ということですので、あわせて、これは新年度になりましてもひとつ一生懸命にこの問題に取り組んでいきたい、こういうように思っております。

次に、府中町にできるショッピングセンター、大型店舗の件でございますが、これは確かに我々が見ましても大きなショッピングができるということで、海田町の商工会に対しても多少の影響があるんじゃないかというふうに思いますが、これも地元の商工会をはじめ、小企業の皆さんが一生懸命になってとにかく頑張ってもらわにゃ仕方ないので、町としましても、そのために何を協力したらいいのかということを含めて、商工会とも先般一度会合を持ちましたが、また改めてそこらの対策も含めて町の活性化、生き残り対策、今、三宅議員がおっしゃることも含めていろいろと協議をしてみたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）三宅君。

○3番（三宅）1つ目の快速電車、署名運動とかということで、町を挙げてということで、よろしくお願いします。昨日も夜、帰っておりましたら、快速電車が西条の方に行っていたのが非常に寂しい気がしまして、やっぱり快速電車もとめられない。よそから見て

も非常にばかにされるといふか、そういう気持ちが強いですから、よろしく願ひします。

それから、「減らそう犯罪」については、とにかく警察の方では駐車を明るくということなので、警察の生安の方に話を聞きまして、1つは町営住宅関係、西浜とか蟹原とか、それから三迫とかというの、ここは公営ですから、モデル地区で明るくして見て、こんなふうにといふのをやっぱりやってみてくれとも言うておりましたので、ひとつモデル地区も、予算のことがありますけれども、やってみてもらいたい。それから、啓蒙の方も、お金をかけなくても、かぎを確実にかけるとか、グッズなんかも有効ですし、そういったものもあれして、よくよく、貴重品は置かない。見えているからやっぱりとる気になるのだそうで、貴重品を置かないとか、そういう啓蒙活動を独自で。刷り物とかをつくられてでも啓蒙活動をとにかくあれして、パトロールが7月から効果を上げて、非常に犯罪数自体は海田町は減っていると資料をもらっておりますけれども、今その中でも増えているのが駐車場、車上ねらいがとにかく増えているし、70何%、件数から占めているということは、これは問題なのでということであって、それで、事が起こる時間帯が夜中の3時なんですね。3時が一番ピークなんです。これは寝静まっているころなんですけれども、夜中の3時が一番多い時間帯だといふのもよく把握しておいてもらいたいと思うんですけれども。西浜のモデル地区のような、行って見たんですけれども、昼だったんですけれども、余り電灯がないわけですよ。やっぱりやってみるか、できるかどうかといふところをもう1回お聞きしておきます。

それから、3点目のところですけども、もう1回。海田市駅の南口のまちづくりについてですけども、1月30日も説明会があって、30人ぐらい集まられたということなので、2度、3度ということもあるんですけども、私は推進の立場で来た人間でありますから、言わせてもらえば、曲がりなりにも、おとしの10月に区画整理審議委員会の選挙をやって、それで告示をして立候補を募って、それでみんなで投票をしたわけですよ。地権者の方も13名中の13名、それから所有者は70の60人ですか、85%、それ以上は行って、85、90%か、大多数は行って、一応曲がりなりにも審議会の委員会を立ち上げておるわけですから、告示して投票にも行って委員会を立ち上げておるわけですから、やっぱりこれは審議委員会をどんどん開いて進めていかねばならない。今言いましたように、駅前をどうするのか、14年も13年もたつて、夜は全くゴーストタウンのような感じになって、どうするのか、押し上げて。府中町のあれができましたら、本当に通

過だけになって、坂や矢野の人が海田市駅を通ったときに「わははは」というて笑って  
いくような感じ。どうしても海田市駅を前へ。町の再生のためにもやらなきゃいけない。  
曲がりなりにも選挙をやって、それで構成して、やるということで委員会の委員も当選  
者を出して、それで1回、2回でやっているわけですから、どんどんいくということで。

それから、意見をということなので、この前の1月30日の意見はあれなんですけれど  
も、ちょっとどうしても言いにくい面があるんですね。やっぱり推進と賛成があります  
から、言いにくい。それで、がらがらがん言われる方があればあれなんですけれど  
も、やっぱり言いにくい雰囲気もあるので、なんだったら、2つに分けて開けば言いや  
すい面もあるので。それからあと、個々に回って意見聴取するのも手ですけども、よ  
くよく隅から隅まで、あのときも言ったんですけども、聞いて判断をということ。  
この事業は、言いましたように、おととしの委員会のところが重要なポイントで、やっ  
ぱり皆さんにもこれは周知してもらわなきゃいけない。やっぱり委員会、選挙をしてから、  
立候補してから、皆さんほとんどが投票へ行ってから立ち上げて、それで審議委員会が  
できていくということなんですから、そのところをもう1回よくよく踏まえにゃいけ  
んと思うんですけども、その辺をもう1度ということ。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）第1点目の快速電車の問題については要望と受けとめていいと思いますの  
で、よろしくをお願いします。

2点目の「減らそう犯罪」の問題の今の街灯問題につきましては、この月にも自治会  
の連合会長会というのもあります。その席にも、どうしても地域の方が一緒になってや  
っていかんことですから、今おっしゃるような、駐輪場とか駐車場の暗い箇所  
につきましては、地域の要望に応えるように、今度4月から新しくできる町民サービ  
ス室がこういうことに十分対応できるんじゃないかというふうに考えておりますので、も  
うしばらくの間、待っていただきたいと思います。

それから、駅前の開発の問題でございますが、昨日からるたくさん出ておりますん  
ですが、実際に、今、三宅さんがおっしゃったように、推進派、反対派という、11年間  
いろいろとやられた。しかしながら、結果的にはまだ皆さんの合意形成がはっきりでき  
ていないというふうに私は判断をしています。そこらを調整しないと、進むにしても  
めるにしてもなかなか難しい。確かに審議会というのはそのためのいろいろな協議の場  
と私も思っていますので、いましばらくそこらの整合性とかやり方、手法について早急

にいろいろな資料をとったり研修に行かせたり、そしてそれを判断の材料としてまた皆さんにお示しをしながら議会でもいろいろ頑張っていたきたいし、また、地元の皆さんにもしっかりそれらを把握していただきながら意見を出していただきたい、こういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田） 暫時休憩をいたします。再開は13時から。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。1番、白築君。

○1番（白築） 1番、白築です。まず、3点質問をいたします。

1点目は、海田市駅ホームのかさ上げについてです。特に呉線4番・5番ホームのかさ上げです。海田市駅の乗降口とホームの段差は32センチ。最悪です。2000年（平成12年）5月に成立したバリアフリー法（高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）であります。これをJRはぜひ守ってほしいと思います。町としてはどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

2点目に、海田市駅にエレベーターを設置についてです。これは今までに先輩議員が何度も質問で取り上げられていますが、海田市駅は橋上駅になって約20年ぐらいたつと思われませんが、非常に利便性が不便であります。特に南口階段は道路下から長く、困っておられます。この近辺でも坂駅、瀬野駅にも設置されています。海田市駅にもエレベーターを設置し、障害者の皆さんや老人、弱い人の立場に立った行政にしてほしいものですが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、海田市駅に快速列車の停車を。東部の拠点にふさわしいまちづくりのためにもぜひ海田市駅に快速列車の停車を実現してほしいものです。海田町内には、快速列車とは知らずに、山陽線西条駅や呉線で呉まで行った方がたくさんおられると聞いております。安心して乗れるためにも、まちを挙げての快速列車の停車を実現してほしいものですが、取り組みについて町長の考えをお聞かせください。以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（前田） 町長。

○町長（山岡）白築議員、3点の質問に対してご答弁させていただきます。

海田市駅ホームのかさ上げについての質問でございますが、質問の件につきましては以前から、海田市駅に訪ねてお聞きしましたところ、この改良には約2億円ぐらいの費用が要するというふうに駅の方では言っております。JR西日本としましても、連続立体交差事業という、海田町に対して早期完成するために抜本的な改良になると考えて今日まで来ておるといふふうに思っております。しかしながら、完成までに時間を要することから、何らかの改善ができないか、JRにあわせてお願い、申し入れをしたいと考えております。

続きまして、同じく海田市駅へのエレベーターの件でございますが、白築議員ご指摘のように、昭和62年ですか、今の橋上駅ができてから今日あるわけですが、当時はそれほど今のバリアフリーの問題も余りなかったわけですが、今日、エレベーターのない駅といったら本当にわずかでございますね。そういうことからいまして、さっき言いましたように、連続立体交差の問題も含めて早期にできれば、そこらも解消するんじゃないかと思ったんでございますが、現在の駅の構造上ではちょっと難しいんじゃないかということから、駅の方はそれなりの対応はしたいというふうに至っております。そういうことから、できるだけ今回のこの件につきましても、JR西日本の方へ足を運びまして、必要に迫られているということをしつこく要望して、お願いに上がってみたいと思います。

次の快速電車の停車の実現につきましては、先ほど三宅議員の方で十分に説明したと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田）白築君。

○1番（白築）再質問させていただきます。まず、海田市駅ホームのかさ上げについての再質問なんですけど、32センチといいますと、これが30センチ、ちょっと高いぐらいですね。そうしたら、お年寄りや小さなお子さん、それから障害者の方、それから車いす、それから乳母車を押して入る人、とてもじゃないが、乗るのに大変苦労されております。我々が切符を買うことで、その時点で運送契約をJRは暗黙のうちに結びます。例えば海田から東京まで切符を買くと、安全に運びます。これがJR側の運送契約です。安全に運ぶには、安全に乗りおろできるような施設にしてほしいものですが、運送契約を守る立場に立たせてほしい、JRに要望してほしいのですが、これがまず第1点。

そして、エレベーターの件なんですけど、この間、JR海田市駅に問うてみたんですけど、

車いすや障害者の方が来られたらどうしますかと言うて。そうしたら、連絡があれば対応しますと。でも、いきなりあその階段の下に来られて、海田市駅は橋上駅になっておりますし、上から見えますかと言うと、見えないと。そうしたらどうしてわかるのかと。そうしたら、たちまち、私の案ですが、下にベルをつけるとか、電話を設置するとか、そういうのも含めて要望してほしいものです。

そして3番目に、先ほどの快速列車の停車について、町長の答弁で、住民運動したら停車の可能性がある。町を挙げて運動してはどうかと提案いたします。その方法として、企業や、海田町に来られる業者の方や、それから町長も自治会の会長会などにも多分出席されると思いますが、それらにもそこらで提案をされてみてはいかがなものでしょうか。それから、広報等に署名用紙を配布し、回収は町の出先、町内会長、議員や職員等にも協力していただき、署名運動を大幅に行ってほしいんですが、どうでしょうか。以上。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）エレベーターの件につきましても、確かに今の構造上では難しいということを受けておるんですが、今、白築議員がご指摘のような、そういう体の悪い方が来られたら、駅の事務所の方へベルでも押して通知ができるような方法、これは簡単にできるとお思いますので、早急にJRの方に交渉に行きたい、こういうふうに思っております。

快速列車の問題の住民運動の件でございますが、これも組織がいろいろございまして、町もその必要性に迫られていると私も痛感しておりますし、各自治会とか企業へもこの要請、快速電車にとまってもらうということに対しまして、とにかく新年度からそういう運動の展開をしてみたいと、こういうふうに思っておりますので、しばらくの間様子を見て、いい知恵があったら我々にまた教えていただきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（前田）白築君。

○1番（白築）かさ上げの件なんですが、先ほども言いましたように、高くて、停車時間も短いですし、お年寄りや障害者の方が本当によっこらしよという感じで乗っておられるんですよ。2億円かかる。額も大きいですがけれども、連続立体交差事業とあわせてということでしたら、まだ10年ぐらい先になると思いますが、何かもう少し早急な手だては考えておられるでしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のように、32センチからある段差というのは、お元気な方やったら十分ですけども、今言われるように、お年寄りとか子どもさんには大した段差ということもありますので、これも西日本旅客鉄道会社の方へ行きまして、どうしてやったら早くできるのか、どういうコストがかかるかということを改めて検討させてください。至急にやります。よろしくをお願いします。

○議長（前田）次に行きます。5番、西田君。

○5番（西田）5番、西田です。通告に従って6問ほど質問したいと思います。

まず第1点、合併特例法への取り組みについて質問いたします。今後、厳しい財政状況になることが予想され、この課題を解決する手法の1つに合併が考えられると町長は言われています。また、施政方針でも言われましたように、財政難を考慮し、早期実現を目指した住民福祉の向上とまちづくりの推進を図るには合併特例法にかわる新法の話もありますが、今がチャンスと考えられます。最終期日である平成17年3月まで、余すところ1年になり、合併特例債の適用の判断が必要と思いますが、これに対する考えはいかがなものか、お尋ねします。また、それに対する取り組みやスケジュールについてお尋ねします。

2点目、住民投票条例の住民投票についてお尋ねします。町長は住民投票に関して、早期にプロジェクトチームと検討委員会をつくり、住民投票にはその条例も制定すると言われています。前質問の合併特例法の合併特例債を受けるにも、早々に住民投票条例の制定をし、住民投票の準備が必要と思われませんが、どのようなお考えか、お尋ねします。

3点目、合併建設計画のその後についてお尋ねします。合併建設計画に関して町長は、今までやられた合併建設計画のいろんなことを精査しながら検討したいと言われています。その後、本町が望む合併建設計画はどのようなになったのか、お尋ねします。

4点目、合併に関する検討委員会の進捗状況について。町長は、合併に関して国と県の指導により、合併問題は三位一体とか、国の行政の一端として上からおりてくるもので、これについては今後、国・県の動向を見て判断すると言われています。一方、広島市との合併は、広島市の財政健全化計画や本町の財政状況を考慮して検討すると言われています。国の閣議決定がされようとしている合併特例法にかわる新法でも、合併特例債を平成17年3月で打ち切ると言われています。2月に提示される広島市の財政健全化計画とともに、本町の国の三位一体の改革による財政の抑制を踏まえた平成16年度の予

算編成も示されました。このように、判断材料も出尽くしたことから、合併に関するプロジェクトチームや検討委員会等の進捗状況についてどのようになっているのか、お尋ねします。

5点目、広島市の財政健全化計画を受けての考え方について。合併の判断材料とされた、2月に提示される広島市の財政健全化計画に対して町長としてどのように判断を下されたのか。これはまだ出ていないようですが、ある程度の予測がつくと思いますので、踏まえてご回答をお願いしたいと思います。その中で、判断基準はどのようになっているのか、これをお尋ねします。

6点目、本町の財政状況及び財政改革について。国や県の財政状況の悪化に伴い、国は経済財政諮問会議で検討し、県レベルでは市町村の予算編成会議で補助金や交付金などが示され、それを受け、本町では来年度の予算編成がなされたものと思います。そこで、現時点での財政状況を踏まえた今後の財政の動きと財政健全化計画及び行政改革をどのように進めようとされているのか、お尋ねします。

また、次の点について具体的にお尋ねします。1としまして、一般会計の財政状況について。歳入面での補助金や新しいものを含めた交付税と税源移譲の今後の動向はどのようになるのか。歳出面での義務的経費、投資的経費及びその他の経費の今後の動向はどのようになるのか。

2番目、下水道の財政状況について。独立採算制を踏まえた今後の動向はどのようになるのか、これを補正のところで質問させていただきましたが、一般会計にできるだけぶら下がらないような形のもので動向がどのようになるかをお尋ねします。それから、今後の料金の動向はどのようになるのか。

最後に、合併の判断材料とされた本町の財政状況に対し、合併の判断をされる基準をお尋ねします。以上6点をよろしく申し上げます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西田議員、6点についてお答えをいたします。

合併特例法への取り組みについてでございますが、これは昨日から十分に皆さんに周知徹底していただいておりますので、省かせていただきます。

次に、住民投票条例と住民投票の問題につきましても、昨日はつきり皆さんに示しているわけでございますので、これも皆さんわかっていただいたと思うので、申し上げます。

次に、合併建設計画の問題でございますが、合併建設計画のその後についての質問は、合併建設計画については、議員の皆様のご意見をお伺いするとともに（仮称）海田町活性化委員会の意見を参考にしながらその案を策定してまいりたいと考えております。これも昨日と同じことでございます。

続きまして、合併に関するプロジェクトチームや検討委員会等の進捗状況についての質問でございますが、広島市の財政健全化計画がまだ公表されていない状況で、分析が進んでおりませんが、施政方針でも申し上げましたように（仮称）海田町活性化委員会を来年早々に設置し、その中で合併を含めて意見を伺うこととしております。

続きまして、広島市の財政健全化計画を受けての考えについての質問でございますが、広島市の財政健全化計画に対する判断でございますが、いまだ広島市の財政健全化計画が公表されておりません。公表された段階で広島市の財政状況や住民サービスの内容及び住民負担や公共事業の見直し状況が明らかになってまいりますので、その内容を見ながら判断していきたいと考えております。

続きまして、本町の財政状況及び行財政改革についての質問でございますが、まず、1点目の現時点での財政状況を踏まえた今後の財政の動きと財政健全化計画及び行政改革をどのように進めようとしているのかのご質問でございますが、4月から、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するための行政改革に取り組み、あわせて財政健全化計画の見直しも図ってまいりたいと考えております。

次に、一般会計での補助金や新しいものを含めた交付税と税源移譲の今後の動向でございますが、昨日も答弁しましたとおり、三位一体の改革により、本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として所得譲与税が創設されたことにより増収は見込めるものの、国庫補助負担金につきましては事務事業の見直しが行われ、廃止・縮減等の改革が行われ、大幅な減収となってきます。また、地方交付税につきましては、地方財政計画の歳出が見直され、地方交付税総額が抑制されてまいります。次に、歳出面での義務的経費、投資的経費及びその他の経費の今後の動向につきましては、義務的経費やその他経費の増加に伴い、投資的経費に充当できる財源が減少していくものと考えております。

次に、2点目の下水道事業の財政状況でございますが、現在、下水道会計におきましても一般会計から基準外支出として約2億円を繰り出しております。この分につきましても、昨日、施政方針の中で質問にお答えしたつもりでございます。下水道事業の収入

は補助金、起債、下水道使用料などが主なもので、現在、使用料で下水道維持管理費の全額と資本金（起債償還）の約30%を賄っておりますが、もし一般会計から拠出しないとなりますと、下水道料金の値上げをすることにより事業を行うこととなります。新年度予算案では使用料約3億4,000万円を見込んでいますが、単純に繰出金約2億円を一般会計から繰り出ししないとすれば、約60%の値上げが必要となつてまいります。今後の動向につきましては、一般会計の財政状況を勘案しながら値上げの時期、値上げ率を決定することになろうかと考えております。

次に、合併の判断材料とした本町の財政状況に対し、合併の判断基準についてのご質問でございますが、合併を判断する場合には、広島市の財政状況や住民サービス内容及び住民負担や公共事業の見直し状況を考慮するとともに、住民投票の結果を尊重すべきだと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田） それでは、再質問をさせていただきます。まず、1点目の合併特例法への取り組みということについての再質問ですが、住民福祉やまちづくりを早く整備する、住民サービスのアンバランスなどを考えた場合に、やっぱり合併というのはある程度必要ではないかと、こういうふうに思います。また、生活圏が一体化しつつある広島市との負担の割合の調整や効率化、こういったものを考えた場合にも当然必要という考え方も出てくると思いますので、今後いろいろ委員会を設けて検討されると言われていますが、そういったところをしっかりと町民の方に理解しやすいような形で検討していただきたいと思います。そこで、そういった考えがあるかどうか、お伺いいたします。

それから、2点目、単町か合併か早く明確にするということは、経費節減において非常に重要、また、運営するに当たって非常に有益なものだと考えますので、できるだけ早くその結論を出されることが重要で、そうすることに対する考え方をお尋ねします。

それから、2点目、3点目、4点目は飛ばさせてもらいまして、5点目のところで、広島市の財政健全化計画が出ないとその判断がつきにくい、こういうふうに言われたんですが、広島市さんはもうホームページ等も出されておるわけなんです。これは、2月17日にアップされた情報なんですが、平成15年度の2月の補正予算案、それから平成16年度の補正予算案、これをもう出されております。それを見てもみますと、平成15年度の2月の補正予算案で見ますと、今回、海田町の場合は97.4%収入が減っているんですね、当初予算に比べて。ところが、広島市さんは100.5%で、収入面は増えております。いい

ですか。だから、広島市と本町を比較して数値を示させてもらっているんですがね。だから、海田町の場合は97.4%収入減になっております。それから、この前の補正の分で数値を出させてもらったんですが、広島市は2月の補正では100.5%と、収入の面だけ考えた場合、増えております。それから、平成16年度の予算案も一応ホームページの方に載っております、かなり圧縮をされて改善されてきております。大きく3点ほどございまして、市債の残高、これは新聞にも載ったと思いますが、市債残高が初めて減少に移ったと、こういうことが言われております。数字的には実質現在高は173億円減、平成15年度末残が8,334億、平成16年度末残が8,161億、これはあくまでも予算レベルですが、そういうふうな結果になっております。これは、海田町を照らし合わせてみますと、海田町の場合は、平成15年度末の段階で116億、平成16年度末予算を見せていただきますと133億円。17億円増ですね。海田の場合は増という、借金が増えていると。広島市の方は借金が減っているという、こういう材料が出てきております。それから、財政調整基金の方ですが、広島市さんは平成16年度末では51億円残が残ると見込みされております。それから、海田町の場合は、補正のときにも出ましたが、13億6,900万、16年度ではそのうちの4億8,400万が繰出金として出されて、16年度末では8億8,500万円の残というふうなことになっております。この財政調整基金も、要するに広島市さんもかなり努力されて、残す方向で市債の返済等に充てるような動きは出ております。それから、3点目が、これは昨日から質問させてもらっているんですが、プライマリーバランスの考え方。要するに、収入と支出が単年度においてどういうバランスにあるかと。将来にわたってそういうものを負荷をかけないように単年度でできるだけ処理していきたいという考え方だと思うんです。そのプライマリーバランスを見ますと、広島市は、臨時財政対策債を交付税とみなした場合、平成16年度では382億円の黒字が出るよと。こういうふうにホームページに載っております。これは昨日も紹介させてもらったんですが、海田町の場合は赤字になっていると思います。8億8,100万ですか、赤字になっていると思います。こういった要素がもう出てきておるわけですよ。にもかかわらず、健全化計画が出ないと結論が出せないと。ある程度の大まかな項目は出てきておりますので、そういった意味から考えて、十分判断できる材料だと思うんです。特に、もう期日が迫ってきていますし、早目にこういった処理をされて、住民の方々にも提示されているような意見を聞かれたらどうかと思うんですが、一辺倒に、再建計画が出ないと判断できませんよというような話で先送りされると、どんどんと時間もたちますし、間に合わなくなっても困り

ますしね。そういった意味から、この財政運営について、今お示ししましたように、判断基準がどこにあるのか、はっきりわからないんですよ。広島市さんがどういう状況になったら合併せんのか、合併するのか、ここの基準が全然見えないんです。そこを再度お尋ねします。基準はどこにあるのかということですね。これが3点目。

それから、4点目。これも12月のときにも質問させてもらったんですが、本町の人口推計や高齢化率、今年度はちょっと修正されて、高齢化率も上がったと記憶しておるんですが、そういったものを考えた場合に、基盤整備は早目にしておく必要があるのではないかと。将来へ延びれば延びるほど、全体のパイが小さくなって収入がどんどんどんどん減ってくるような状況が考えられますので、今、負担できるパイの大きい状態の中で早くそういったまちづくり、基盤整備ですね、特に。そういった基盤整備はする必要があるんじゃないかと。それから、これも施政方針で言われましたように、歳入の増加は見込めないと町長さんは言われておるわけなんですね。そういったものをもろもろ考えますと、やはり財政改革を進めるに当たって元金償還金の70%のものが普通交付税として措置されて戻ってくる。こういったものは補助金のグレードとしては非常に高いのではないかと。施政方針のときにも質問しましたように、補助金をできるだけとるように努力されると言われていましたよね。そういう方向で動いていますよと。このグレードの中でも4分の1、50%、それから、これでは70%なんですね。これは、考えた場合に70%戻ってくるような、これを昨日から何回もありますが、捨ててしまうのはもったいないのではないかと。それを逆に行政の方にとってくるのが力量じゃないかと思えます。これで一番最初に戻りますが、生活圏は広島市と一体化してきております。等々考えた場合に、これがラストかどうかわかりませんが、ラストチャンスになる可能性もあるわけですよ。特に特例債240億、もう来年に延びましたから、満額いただけるような状況にはないと思いますが、これがおくれればおくれるほど、広島市さんがいろんな合併パターンで来られますと、私が調べた範囲では17%、23、30何ぼ、それから、1市7町ぐらいになると、もう50%ぐらいになってしまうんですね。海田町の配分が。そういったこともやっぱり考えた場合に、もうそろそろ結論を出していただかないといけないと思うんですが、それに対するお考えを4点目で聞きたいと思えます。以上4点ほど、ご回答をお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西田議員の再質問でございますが、昨日から、特例法の問題を含めて、で

きるだけ情報はしっかり町民に提示をして、いろんな検討する材料を与えるということ  
を強調しております。これで十分理解いただけると思っておりますし、住民に対しての  
資料提供というのが、今まであった合併のいろんな資料と比較してどんなに変わってい  
るのかということを含めて、今後いろんな提示をしてみたいと思っております。数字的  
には、今おっしゃるような特例債の問題とか、今合併をしなくちゃ遅くなるとかという  
ことは皆さん承知で、わかって昨年の選挙を戦ってきたわけなんです。一応皆さんから  
判断を下されたとは私は判断しておりますので、そこらは、市の方の財政状況も日々変わる  
ように、例えば連続立体交差事業の問題でもどうなるかわからんとか、安芸バイパスの  
問題もどうかということのはっきりしたものができていないんです。そういうことがは  
っきり出ないと健全化計画が把握できないと私は判断をしております。ですから、今、  
数字的な問題をいろいろと言われましたが、基盤整備をやらなくてはおくれるというの  
は十分わかっております。どこでもそうなんです。それができないから、皆困って、市  
町村が一生懸命補助金とか国の力とか県の力をかりてやっておるのに、できていない。  
やりましょうと言って、私が一生懸命今から努力すると言っておるわけですから、それ  
は理解していただかんと。また県の方へも何回か行きますけれども、まだ名刺交換ぐら  
いしかできないのが現状ですよ。実際にうちの事業に対してどれだけの補助がとれるか、  
どれだけのいろんなものがいただけるかということも十分把握しながらその目的に向か  
って頑張っていきたい、こういうふうに考えております。今、先ほどのプライマリーバ  
ランスの件につきましても、昨日の今の施政方針の中で一部同じようなこともあったと  
思いますが、ただ数字だけにとらわれず、町民に本当に理解していただけるような、わ  
かかっていただくような資料を提供しながらこの住民投票に向かってやっていきたい、こ  
ういうふうに思っています。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）だから私は今質問させてもらったんですが、ある程度の情報はもう出てき  
ておるわけですよ。だから、早くそういう情報を皆様にお知らせするのが大事じゃない  
のかということをおは再三言わせてもらっているんですよ。それが期限が切られている  
から早くしないとイケないと。それは、3カ月で皆さんに周知するよりも、6カ月で周  
知する、10カ月で周知する。それは期間が長いほど周知度は上がるかもわかりません。  
そういう意味から考えた場合に、早目に早目にやはり情報は出されるべきじゃないです  
か。それと、計画に関しては、第3次基本計画に基づいてもうつくられているわけです

から、その中で優先順位をどれにしていくかということは当然町として考えられていると思うんです。だったら、どの順番にやっていきたいというような提案も住民の方にお示しするのもできるんじゃないですか。そういうことを私は早くしてくださいよ、期日が来ていますから、情報をどんどん早く流してくださいよと。私が基本的に思っているのは、2年間、この合併の話が出たころから、情報はかなり流れているんですよ。それが住民の方に理解できているかどうかというのは別問題ですよ。別問題ですが、情報は流されて、いろんな形で報告会等をやられているわけですよ。近々、かなり変わってきています、国の動きとか県の動き。それから、昨日から施政方針の方でも質問させてもらいましたが、財政状況が悪いと言われているじゃないですか、町長さん。収入の面が減ってくるよと。なおさら、逆に、先ほど言われたように、補助金がとれる、効率的にいただける、こういったものを利用するというのは1つの方法だと思うんです。選択肢だと思うんですよ。だから、そこはやっぱりしっかり踏まえられて、住民の方に十分流していただきたいんです。私が調べた範囲だけでもそれだけのものがあるわけですから。それは事務方の方はしっかりそれ以上のものを調べられていると思いますから、だから、わかっている範囲があるのならどんどん前出しされて、4月になったら海田町の財政健全化計画を立てるとか言われていますが、これは現実にもうその流れはずっとくんできた中で改正するだけです。新しく変えられるだけでしょう、内容を。基本的に収入は増やす、支出は減らすと。収入に合った分だけが予算になるという、これは当たり前のことですよ。それ以上のものはできんわけですか。それは借金すれば別ですがね。だから、そこらを考えられて、早目にやっぱり情報は流されるべきですし、第3次基本計画に基づいてまちづくりはこうであるというものもどんどんと示されるべきだと思うんです。その点について再々になりますが、ご質問させていただきます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）昨日からもこの合併問題、住民投票を含めて、できるものはしっかり出しますよ。1つも出さんと言いはるんじゃないんです。まだその準備ができたものしかできないと。それで皆さんに検討いただきながらやりますので、出し惜しみをしておるんじゃないということはしっかりわかってもらいたいと思います。できるものはどんどん出していきます。そして、皆さんに判断をいただく、これが私の考え方でございます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）済みません、くどくなりますが、広島市さんの情報はかなり出てきておるわけですが、これはホームページに載っておるんですが、これ以上のものは多分資料として持たれているんじゃないですか。今私が簡単に大まかに抜粋して比較させてもらったんですが、もうこれがあるんですよ。海田町と広島市の比較ができるんですよ。歳入面を考えた場合、15年度の場合は海田町の場合は減ってきている。広島市は……。

（「情報が入っていない」と呼ぶ者あり）

○5番（西田）情報が入っていないんですか。じゃ、その点についてちょっと。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）西田議員、先ほどの予算の関係であるとか、プライマリーバランスの関係をおっしゃっているんですが、これは我々が判断しますと単年度の財政運営の問題じゃないかというふうに思っています。だから、それによって広島市の財政状況が明らかになるというものじゃないと思います。例えば起債が減るのも、これまでの財政健全化計画の一端として、それでますます財政が厳しくなっているから、今年度に起債の償還をたくさんしたというふうな財政運営の問題だと思います。町長がずっと施政方針、答弁で述べられておりますように、要は財政の健全化計画と云ったら何かということなんですけど、まず、歳入をどう確保するかというのが一番大きな問題、それから、歳出をいかに削減して住民サービスを低下せずにまちづくりをしようかという基本方針を出すんだと思います。これは本町の場合も平成13年度から取り組んでやっております。その間、財政状況も厳しくなっておりますので、町の方もこれまで財政健全化計画というのを予算の編成方針として取り組んできております。その中でまだなおかつ経費の節減を図っていかないと。歳入面で努力をしていかないと、まちづくりもやっけていかないと。当然それに合わせたような形で早々に見直していききたいというのが町長の発言でございます。まちづくりの提案につきましても、やはり将来の財政の収支の見通しを見ながら計画を立てなくちゃいけません。それで現在、各課から、桑原議員のところでもお答えしましたように、16年度以降の実施計画について今、素案をつくって、今議会が終わった段階で早目に内部の中で調整して、どういうものを掲げていこうかというのを出していききたい。そのためには、来年度予算だけでなく、向こう3カ年のやっぱり財政の収支の見通しをしながら実施計画に何を上げていくかというのをやらないといけない。その財源をどう確保するかというのが財政健全化計画の方針で、これからつくっていくということになりますので、それは今も具体的に検討してござ

すし、早い時期に皆さんにお示ししていきたいというふうに考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それで、今言われましたように、やはり流れが変わってきておるんですよ、広島市さんも変わってきております。さっきのプライマリーバランスの関係で見ますと、5年間の流れを見たときにも黒が出てきているんですよ。あくまで予算ベースですから、決算になっていませんからまだわかりませんが、15年、16年の予算ベースではもう黒になって動いておるわけです。過去5カ年を見ると、ずっと黒なんですよ、広島市さんは。先ほどの財源を交付税で返していくという流れの中でですね。海田町は流れの傾向は、あくまでも傾向は、15年と16年の予算ベースに関して言えば、赤なんですよ。だから、何か借金するか、起債から出していくか、どっちかなんですね。だから、傾向はある程度出ていると思うんですよ。そこで判断できないのが私が1つ合点がいかないところと、やっぱり財源を確保するということが大事なことです。じゃが、いろいろ一昨日からも質問が出ていますが、住民の減少も考えられますよ、要素として。そういったものを考えたときに、財源の確保が難しくなっているというのも町長さんご自身で言われているわけですから、傾向も出ているんですよ。あんまりくどく言うともあれですから、やられると言うんですから、4月の頭にはつくられると言うんですから、余りくどくは言いませんが。だから、大きな流れはもう出ているし、財源確保という意味から考えた場合、やはり合併特例債というのは物すごく魅力的だと私は思うんですよ。交付税として70%が返ってくるんですよ。皆さんはそういうふうにして努力されているんじゃないですか。福祉課の方でもそうですよね。いかに補助金をとってきて、町の一般から出さないようにという工夫をされてからやられるわけでしょう。一番目玉ですよ、グレードが高い。じゃ、ちょっとグレードだけ質問してみます。補助金のグレードとして合併特例債はどのぐらいのレベルのグレードか、お聞きします。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）単純に計算しますと、3分の2の補助というぐらいの数字じゃないかと思います。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）3分の2というたら、グレード的に、補助金の全体のグレードの中でどの位置に属するのか。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）これは各いろいろな、国の所管の中で定められておりますけれども、補助率が削減していく傾向、特にまちづくりの関係については、例えば補助金が打ち切られて、起債でその元利償還分の一部を交付税で措置するとかというふうに、補助そのものが変わってきておりますし、要はこれまでのまちづくりについては、例えば下水道であるとか道路であるとか、そういう基幹的なものについては国土全体の整備率が低いときには、例えば街路事業でも3分の2で、その3分の1の部分の90%を起債で見えていたというふうな時期もありました。だから、刻々とそれは補助の率には、いろんな所管の事業によって年々歳々変わってきておるわけですが、今のまちづくりの関係での3分の2という補助率から言えば、かなり高い方じゃないかというふうに考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）だから、今、かなり高いものであるということですね。補助率としてはかなり高い。3分の2は私は一番上だというような気がします。100%とかがありますから、それは別としても。だから、最後に言わせてもらいますが、補助率が非常にいい条件のものをもって、住民の方が望まれているものが早く実現できるということは私は物すごく重要なことだと思うんですよ。そこをしっかりと踏まえて財政健全化計画、それから優先順位の問題とか、そういったものをしっかりと皆様にお示ししていただきたいと。これは要望でいいですが、それで終わらせていただきます。

○議長（前田）次に行きます。8番、多田君。

○8番（多田）8番、多田でございます。今日は3点ほど質問させていただきます。

まず最初に、広島ガス海田工場跡地の土壌汚染問題につきまして。平成15年末に発表がありました広島ガス海田工場跡地の砒素、シアン、ベンゼン等の土壌汚染問題はその後どうなったのでしょうか。県及び町の対応はいかがでしょうか。

2番目に、児童・生徒の非行防止について。文部科学省では、非行防止について人づくりが大事ということで、16年度より自立支援教室をモデル事業として実施すると聞いております。本町では目立った非行はないように思われますが、犯罪の7割を中・高生が占めているという現実もございます。ぜひこの事業のモデル地区に立候補すべきと考えますが、どうでしょうか。

3番目、12月議会での私の質問の答弁につきまして。昨日、中岡議員も質問され、町長がプライベートな問題であるとお答えになりました。確かに協定そのものにつきましては、どなたと協定されても自由でございますし、プライベートなことであると私は思

います。それについてとやかく言っているわけではございません。私の12月の質問は、山岡町長が立候補される時、以前及び選挙運動当初で合併は17年3月でよいと言われていたのが変わられたのを、あの協定を結ばれたことがきっかけなのですかとお尋ねしたわけです。その答弁が、協定はないというものでありました。幾らプライベートな問題であっても、本会議の中で、あったものをないと言われたのは重大な問題だと思います。今後の町長の議会答弁の信用性が疑われることにもなりかねません。5名連記の協定書を拝見いたしましたし、11月18日付の共産党の機関紙であります「赤旗」新聞にもこのように掲載されております。これは町長に一応……。これを見ますと、3点ほど、ここに書いてあるのは2点ですが、合併反対派の町会議員と、住民の安全、健康福祉を増進させる努力をする。2番目、現在の合併協定は白紙に戻し、最終的には住民投票で合併の可否を決定する。現実にはもう一つ、町長候補は山岡氏とするというのがあったわけですが、この協定があったことはこのように事実であると私は思います。12月の議会での答弁が違っていたということに対し、町長はどのようにお考えか、お聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）多田議員質問の1点目と3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

1点目の広島ガス海田工場跡地の土壌汚染問題についての答弁をいたしますが、新聞報道後の状況につきましては、2月初めに広島ガス株式会社から具体の対策について環境整備工事基本計画が提示されました。その内容といたしまして、未舗装部分の舗装の実施、水処理施設設置による地下水揚水浄化対策、汚染土壌中心部の掘削除去及び遮水壁の設置による対策を今年2月から来年12月までの期間に実施したいというものでございます。町としましては、この土壌汚染問題についての新聞報道があった後すぐに県と合同で現地への立入調査を実施し、今後の対応策について情報提供し、周辺住民に対する適切な対応について申し入れを行っております。また、今後実施される対策工事につきましても県と連携して立入調査の監視に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、昨年共産党との協定は事実かという問題につきましては、昨日、中岡議員に答弁したとおりで、答える必要はないと思っております。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）2点目の議員のご質問、この事業でございますが、「問題行動に対する地

域における行動連携推進事業」と、こういう名前の事業であらうと思います。これは、あそび・非行型の不登校児童・生徒や学校内での深刻な問題行動を起こす児童・生徒に対応するための支援の場や機能のあり方について調査・研究を行う文部科学省の事業であるというふうに承知しております。本町では、小・中学校においては生徒指導上の深刻な問題行動はないものと把握しておりますし、現在、既に生徒指導の重点校あるいは推進校としての取り組みを進めております。また、道徳教育の推進によって問題行動の件数の減少等、成果があらわれてきている状況でございます。来年度もこの取り組みを継続して、小・中学校の連携をさらに充実させながら町全体に生徒指導体制を拡げていく予定でございます。したがって、ご指摘の事業に取り組む予定は、今のところ、ございません。

○議長（前田）多田君。

○8番（多田）では、再質問をさせていただきます。まず、1点目の広島ガス海田工場の件でございますが、ガス会社の対策について、ここにも資料がございますが、対策工事がいろいろあると思いますが、その後のガス会社での対策工事の進捗状況はいかがでしょうか。これをお聞きしたいと思います。

もう一つは、地下水というのは一応やっぱり海とか川に流れていると思うんですが、瀬野川や近隣の魚について、釣って食べておられる方がたくさんおられるわけですが、これについて安全性はいかなもののでしょうか。この辺を調査されたかどうか、お聞きします。

2点目の児童・生徒の非行防止につきましては、このモデル事業に立候補する予定が今ない。差し迫って海田町の小・中学生においてそのような事案がないために、そういうふうに使われたんだと思うんですが、県教委とこの前、教育長とお話しすることがありまして、県教委としても、不登校等、それから非行防止について非常に力を入れていきたいというふうに使われておりました。特に16年度については不登校児童・生徒について解消するための施策を推進するというふうに使われました。本町でもスクールカウンセラーを県の補助事業で派遣をしていただいで、その実が上がっていると思うんですが、今後のスクールカウンセラーの予定はどうなんでしょうか。これのあれと離れるんですが。

それとあと、政府の方でも青少年健全育成大綱というのを出されておまして、その中で、この非行を起こす少年というのが、授業がわからないというのがまず発端だろう

というふうに言われております。そのために、非行の初期段階でそれを抑えるためにこの自立支援教室というのをやろうということになったらしいです。今、「ふれあい教室」というのを海田町でも実施されておまして、不登校の子どもたちに元校長先生が教えておられますが、それは不登校の方の子どもたちということで、この初期非行、ちょっとこの子はもしかしたら非行に走るかもわからないという子どもに対しての施策というのがこの自立支援教室だというふうにお聞きしました。今、海田町でそういうのは必要性がないというので、立候補しないと言われたんですが、こういう事業に取り組むことによって、またなお一層海田町の教育がよくなる可能性もあると思いますので、何か1つ考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

最後の12月議会での答弁の。確かに中岡議員にご答弁されたように、プライベートな問題ではございます、確かに。ただ、本会議上でやはり……。

(「まだそんなことを言うとする。同じことばかり」と呼ぶ者あり)

○8番(多田)ですが、一応本会議上で、あるかないかとお聞きした私の……。

(発言する者あり)

○議長(前田)静かにしてください。

○8番(多田)質問に「ない」と言われた、その答弁の違いについてのどう思われるかというふうに……。

(発言する者あり)

○8番(多田)それは関係ないと思うんですが。それをお聞きしたわけで、別にとやかく言っておるんじゃないですよ。その答弁の違いをどういうふうにお考えになるかということをお聞きしておるわけで、その点、よろしくお願いします。

○議長(前田)保健センター所長。

○保健センター所長(臼井)広島ガスさんが実施いたします対策工事につきまして、先ほども町長の答弁の方にありましたように、2月の初めに環境整備工事の具体のものの計画が提示をされております。その内容によりますと、まず舗装・覆土工事というのを実施するという事です。これは、土等の飛散防止ということで、これにつきましてはもう既に2月から実施にかかっております。

それから、地下水の揚水、くみ上げた水の水処理施設を通しての浄化につきましては、現在、水処理施設と井戸の設計、設置工事、これにかかっておまして、予定では6月初めぐらいから水の浄化対策を行うというふうなことになっております。それから、地

下水の遮水壁につきましては、これも3月末ぐらいから工事にかかるというふうなことをお伺いしております。それと、土壌汚染の一番ひどいところにつきましては土を掘りまして除去するという工事を行う予定にしておりますが、これにつきましても3月の中旬から始めるというふうなことでお伺いしております。

もう1点、河川水等の影響により魚等に影響が出ておるんじゃないかという問題でございますが、これは広島ガスの方もこの問題がわかりまして、工場周辺の河川海域6地点、それと、県の方が定期的を実施しております河川海域の水質汚染調査についても、この物質については基準以下になっておりまして、問題がないものと考えております。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）再質問についてお答えいたします。先ほどの事業でございますが、この事業についての説明がございました段階で、事業内容について県と協議をするという段階がございます。これは担当者レベルでの協議でございます。その時点で、いわば薬物乱用であるとかシンナーであるとか、そういうふうな深刻な問題行動の発生が予測されとか、あるいはそういう実態があるとか、そういうレベルの問題行動あたりの対応がこの事業であって、海田町の問題行動についてはそういうレベルの問題ではないし、なおかつ今年度実績でかなりの減少が見られるということから、いわば適切ではなかろうという県の指導があったということがございます。

それから、もう1点、そういう状況の中で町として問題行動に絡みながら、なおかつ課題としていきたい生徒指導の問題というのはあくまでも不登校の問題でございますので、今年度、この実績を踏まえて、来年度は海田中学校と海田東小学校を軸とした不登校の事業について県の指定を受けながら取り組んでいこうと。こういう方向転換を今しておるところでございます。なお、これに関連しまして、今年度、生徒指導の関係で小学校の学校として実践をしてきております南小学校でございますが、こちらについて一応今、来年度、県の派遣事業でありますカウンセリングを受けるというか、該当するという通知をいただいておりますが、人選については町の方で進めてくれというようなことがございまして、今その人選について町としても教育委員会としても取り組んでおる段階でございます。そういう事情がございますので、ご了解いただきたい。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほどもお答えしましたとおり、この協定につきましても、候補者自身の

問題ですから、公のもので私が町長としてやったものに対してはこの議会でも発表することはあるんですが、その点については一切コメントはないというふうに思っております。

○議長（前田）発言中に発言を妨害するようなやじ等は慎んでください。

（「発言を許しておるじゃないか、再質問で。質問にないことを言わしておるんじゃないか、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）ちゃんと発言を求めてやってください。途中で妨害するような言動は慎んでください。多田君。

○8番（多田）再々質問をさせていただきます。広島ガスの海田工場の跡地についてはよくわかりました。今後もガス会社、県とも緊密に連携をとっていただいて、住民の安全に支障のないように頑張ってくださいと思います。

2番目の児童・生徒の非行防止につきましても、確かに海田町は今非常に児童・生徒はいい状態にあると思います。この間の会議で、全国会議に出させていただいたんですが、文部科学省の課長さんが、スクールカウンセラーにつきましては17年度、中学校の全校配置を計画しておるといふふうなお話がありました。これについての何か情報がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

3番目の、これは水かけ論になりますので……。

（発言する者あり）

○8番（多田）いや、それは関係ない。

○議長（前田）静かにしてください。

○8番（多田）水かけ論になりますので、余り言いませんが、ただ、町長さんが候補者の時代に結ばれたとかどうか、そういうことはもう関係ないわけです。協定そのものについて私はとやかく言っているわけじゃないんです、全く。私の議会の質問の中で、17年の3月に変わられたのはその協定がきっかけじゃないですかというふうにお聞きしたときに、協定はなかったということを本会議で言われましたので、それは間違いじゃないですかというふうに私は申し上げているだけで、協定そのものがどうかとか、どの方と結ばれたとか、そういうことを私は申し上げているわけじゃございませんので、誤解のないように。そういうことで、もう1回ご答弁いただけないでしょうか。

○議長（前田）佐中君に注意しておきます。発言が議事進行に関係のないものと認められますので、注意しておきます。町長。

○町長（山岡）何度答弁しても同じでございます。私の方針は変わりません。以上です。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）中学校のカウンセリング事業が導入されましたときに、試行的に何校かやって、それから全中学校へ行きました。小学校についても、今回のはいわゆる試験的なというか、そういう要素もかなりあるというように聞いておりますが、将来的には拡大の方向だということは聞いております。それぐらいです。

○議長（前田）それでは、暫時休憩をいたします。これにて一般質問を終わります。再開は……。

（「休憩した後から、一般質問をって」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）それでは、これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。

（「今、休憩をしておるのに、もう一遍もとに戻したらだめじゃろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）静かにしてください。再開は14時20分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を終結いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第15に至る各案件については新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第2、第10号議案、海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について。行政改革の一環として、住民対応の迅速化、収納体制の強化等、機構を見直すことにより、組織の効率化及びスリム化を図るため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保） それでは、議案12ページ、第10号議案の海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げますが、その前に、資料13により今回の機構改正の概要について少し説明をさせていただきます。資料13をお願いいたします。

今回の機構改正についてでございますが、まず、改正の目的といたしまして、行政改革の一環として、組織のスリム化、効率化を図り、柔軟に対応できる組織を構築し、住民サービスのより一層の向上を目指すため、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、機構改正を行うものでございます。

改正の骨子といたしましては、きめ細かな住民サービスの提供といたしまして、住民サービスをより一層進めるため、住民からの要望、相談、応急対応を担当する組織を設置するものでございます。2点目といたしまして、組織のスリム化。より合理的で効率的な機構を目指し、所要の組織改正を実施することにより、職員の意識改革、行政サービスの向上を推進いたします。

次に、改正の内容でございますが、まず企画部といたしましては、1点目に、広域行政推進課と企画課を統合し、「企画課」とするとともに、「広域行政係」を設置いたします。2点目といたしまして、企画課の情報調整係を「情報管理係」といたします。3点目といたしまして、行財政改革、町活性化への対応といたしまして、行財政改革実施計画、それと活性化委員会の設置運営を行います。次に、総務部につきましては、1点目といたしまして、地域振興課に「町民サービス室」を設置し、町民から寄せられる要望、相談を受け付けし、緊急・応急処置等に素早く対応させ、行政に対する満足度のアップを図る。2点目といたしまして、地域振興課防災係を「安全対策係」といたしまして、消防・防災・防犯・交通安全対策の課題に専念させるものでございます。3点目といたしまして、地域振興課地域振興係を「振興係」に名称変更する。4点目といたしまして、町税、国民健康保険税の徴収部門を統合いたしまして、「収税課」を設置し、徴収を担当する「収税係」と、収納状況の整理等、滞納整理も含まれますが、それらを実施する「管理係」を設け、収納体制の強化を図るものです。5点目といたしまして、総務課の人事係・給与係を統合し、「職員係」とする。次に、福祉保健部でございますが、1点目、住民課の国保係・年金係を統合いたしまして「国保年金係」とする。2点目といたしまして、福祉課の民生係・人権啓発係を統合し、「社会福祉係」とする。3点目、保健センターの庶務係を廃止する。次に、建設部でございますが、監理課道路管理係・建設課農林係を統合し、建設課「庶務係」とする。2点目、都市整備課の街路係・公園係を統合し、

「街路公園係」とする。3点目でございますが、海田町総合公園管理事務所を廃止する。4点目、海田市駅南口区画整理事務所を「海田市駅周辺まちづくり事務所」に変更するものでございます。次に、教育部でございますが、社会教育課を「生涯学習課」に名称変更をするというものでございます。

あと、次ページに機構図の新旧対照表、それと、最後のページに各部署の重立った分掌事務を掲げております。ご参照いただければと思います。

それでは、次に、資料12をお願いいたします。資料12は新旧対照表になっておりますが、海田町部設置条例の一部改正につきましては、行政改革の一環として、組織の効率化及びスリム化を図るため、条例を改正するものでございますが、その改正内容につきましては各部の分掌事務を改めたもので、総務部に国民健康保険税の徴収事務及び交通安全対策に関する事務を加えたことにより、福祉保健部から保険税の徴収事務を除き、また、建設部から交通安全対策に関する事務を除いたものでございます。条文改正につきましては資料12で新旧対照しておりますので、ご参照いただければと思います。なお、施行期日につきましては、附則にございますように、平成16年4月1日からの施行としております。以上で第10号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第3、第11号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地域改善対策に係る特別措置法の失効により生活相談員及び同和対策協議会委員を廃止することに伴い報酬を廃止し、並びに公職選挙法の改正により期日前投票制度が創設されたことに伴い新たに期日前投票所における投票管理者及び投票立会人の報酬を定めるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案13ページ、第11号議案の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料14をお願いいたします。資料14の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと

思います。この改正は、期日前投票制度の導入に伴い、新たに期日前投票における投票管理者及び投票立会人の報酬を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。次に、改正内容でございますが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の廃止に伴う失効により、別表中、生活相談員及び同和対策協議会委員の項を削り、期日前投票制度の実施に伴い、投票当日の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬を定めるものでございます。なお、報酬額は、投票所の投票管理者が1回につき1万4,000円、また、期日前投票所の投票管理者が1回につき1万2,400円とし、投票所の投票立会人が1回につき1万3,000円、期日前投票所の投票立会人を1回につき1万1,500円としております。なお、投票立会人については、立ち会いが投票時間未満の場合、その時間に応じた額としております。条文改正につきましては資料14で新旧対照しておりますので、ご参照いただければと思います。最後に、施行期日につきましては、附則にありますように、平成16年4月1日からの施行としております。以上で第11号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第4、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。保険給付費並びに老人保健拠出金及び介護納付金の増加により、歳入予算に不足を生じることから、医療給付費及び介護納付金分の税率等を見直すため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げますが、初めに本町の国民健康保険の状況について若干ご説明申し上げます。ご承知のとおり、国民健康保険制度は、加入者であります被保険者が病気やけがなどをしたとき、医療費を相互に扶助する助け合いの制度であり、その財源の大半は被保険者に納めていただく保険税であります。こうした中、本町の国民健康保険は、長引く経済不況により被保険者の増加はあるものの、年間の収入等の減少等により、歳入予算における保険税の1人当たりの調定額が年々減少しております。一方、歳出予算では、被保険者の増加や老人保健対象年齢の引き上げ等もあって、医療

機関等に支払う療養給付費が増加しております。また、国保会計からの老人保健医療費
拠出金や介護納付金の義務的経費が年々増加するなど、大変困難な状況となっております。
これまでは基金等により運用を図ってまいりましたが、基金額の不足やこれからの
国保会計の財政健全化等を勘案し、今回、保険税率等の見直しをお願いするものでござ
います。具体的には、国保税の医療給付費分及び介護保険納付金分の税率、税額及び軽
減額に関する規定の改正であります。もちろん低所得者世帯への軽減制度の7割・5割・
2割の3段階の拡充は引続き図られております。

それでは、お手元の資料番号15の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。ご
用意いただきたいと思います。まず、1ページの第3条は医療給付費分の所得割額の規
定でございます。税率を100分の5.4から100分の6.4に、第5条は医療給付費分の均等割
額の規定であり、被保険者1人につき2万5,200円を2万8,800円に、第5条の2は世帯
別平等割額を1世帯につき2万5,200円を2万8,800円に、それぞれ引き上げるものでご
ざいます。なお、改正案に伴います1人当たりの平均の調定額を前年度との比較では1
万22円の増、13.6%の上昇率でございます。次に、第6条は介護納付金分に係る所得割
額を100分の0.9を100分の1.2に、また、2ページの第7条の2は介護納付金分に係る被
保険者均等割額で1人につき6,600円を7,800円に、第7条の3は介護納付金分に係る世
帯別平等割額で4,200円を5,400円に、それぞれ引き上げるものであります。なお、改正
案に伴います1人当たりの平均調定額を前年度との比較では3,816円増の21.8%の上昇
率でございます。

次に、第13条からは国保税の低所得者世帯に対する7割・5割・2割の軽減規定でござ
います。具体的には、被保険者に係る応益分の均等割額及び平等割額について対応す
るもので、3ページからの1号は7割軽減に関するものでございます。イでは、医療費
分に係る均等割額の被保険者1人についての軽減額1万7,640円を2万160円に。この額
は第5条の医療給付費分の均等割額に定める額2万8,800円の7割に相当する額でござ
います。ロでは医療費分に係る世帯別平等割額を1世帯についての軽減額1万7,640円を
2万160円に、ハでは介護納付金分に係る均等割額を被保険者1人について軽減額を
4,620円から5,460円に、ニでは介護納付金分に係る世帯別平等割額を1世帯について
2,940円を3,780円に、それぞれ改正するものでございます。次に、現項第2号は5割軽
減に関する改正でございます。イでは、医療給付費分に係る均等割額を被保険者1人
について軽減額1万2,600円を1万4,400円に、4ページからのロでは医療給付費分に係る

世帯別平等割額について1世帯の軽減額1万2,600円を1万4,400円に、ハでは介護納付金分に係る均等割額を被保険者1人について3,300円を3,900円に改め、ニでは介護納付金分に係る世帯別平等割額を1世帯の軽減額2,100円を2,700円に、それぞれ改正するものです。次に、第3号は2割軽減に関するもので、イでは医療給付費分に係る均等割額を被保険者1人について軽減額5,040円を5,760円に、ロでは医療給付費分に係る世帯別平等割額を1世帯について軽減額5,040円を5,760円に、ハでは介護納付金分に係る均等割額を被保険者1人について軽減額1,320円を1,560円とし、ニでは介護納付金分に係る世帯別平等割額を1世帯の軽減額840円を1,080円に、それぞれ改正するものでございます。

最後に、議案の15ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は平成16年4月1日から施行するもの、また、2項の適用区分として、改正後の規定は平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度までの国民健康保険税については従前の例によるものとしてでございます。以上、新旧対照表等に基づきご説明申し上げますが、その他、資料番号16には改正内容等について要約しました資料を配付させていただいております。少し時間をいただきましたが、よろしくをお願いいたします。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、第13号議案、海田町住宅資金等貸付条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第13号議案、海田町住宅資金等貸付条例を廃止する条例の制定について。

地域改善対策に係る特別措置法が失効したことに伴い、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（貝原）それでは、第13号議案、海田町住宅資金等貸付条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法に関する法律が法期限失効となり、同和行政が特別対策から一般対策へ移行したことに伴い、同和地区住民を対象に限定した特別対策事業として実施してまいりました海田町住宅資金等貸付条例を廃止するものでございます。この条例の施行期日は、附則にございますように、平成16年4月1日としております。なお、現に廃止前の海田町住宅資金等貸付条例により貸し付けた住宅資金等についてはその効力を有するものでござい

して、該当するものが1件あります。以上で第13号議案の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第6、第14号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第14号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。一時利用者の利用料金の負担を軽減するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡貞男）それでは、第14号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正することにつきまして説明をさせていただきます。資料の17をご覧くださいと思います。平成16年4月1日から、一時利用者の負担の軽減を図るため、自転車、バイクの1日の利用料金につきまして、現行の自転車100円を50円に、それから、バイク200円を100円に値下げをお願いするものでございます。次に、一時利用の状況でございますが、1日当たりの利用者でございますが、自転車、バイクを合わせまして、1日当たり約350人でございます。また、現状での一時利用の料金収入でございますが、全収入の大体40から45%を占めている状況でございます。この値下げにより、平成16年度予算におきましては、駐輪場運営に伴う費用と、それから料金収入がほぼ同額となる見込みでございます。なお、登録利用についてでございますが、これは6カ月や1年間分の料金をまとめて支払い、利用していただくものですが、この料金につきまして現行料金を維持することとしましたのは、1カ月の基本料金が近隣より低額に抑えられていること、さらに海田町独自の割引制度もあることから、既に低額に抑えられていることによるものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第7、第15号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第15号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。海田小学校敷地内に海田児童クラブハウスが完成したことに伴い、

公の施設として供用を開始するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、第15号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料18をご用意ください。それでは、第2条の表中でございしますが、クラブハウスの名称及び位置は次のとおりといたします。名称、海田児童クラブハウス、位置、海田町昭和中町2番55号、これを加えます。また、別表第6条関係でございしますが、区分、海田児童クラブハウス、使用料、1時間までごとに660円、これを加えるものでございます。なお、使用料の660円につきましては町の会館等の使用料の積算式に従って算定したものでございます。附則、この条例は平成16年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第8、第16号議案、海田勤労青少年体育館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第16号議案、海田勤労青少年体育館条例を廃止する条例の制定について。海田勤労青少年体育館を海田小学校屋内運動場とするため、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、第16号議案についてご説明いたします。海田勤労青少年体育館条例を廃止する条例でございます。平成14年度に雇用能力開発機構から海田町が購入をいたしました。したがって、雇用促進事業団の持ち分全部を移管いたしました。勤労福祉施設の用途廃止をいたしまして、現在では町の公有財産として活用しているところでございます。平成16年4月1日からこの施設を海田小学校屋内運動場とするため、条例を廃止するものでございます。以上でございます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第9、第17号議案、海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第17号議案、海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制

定について。海田勤労青少年体育館を海田小学校屋内運動場とすることに伴い、施設開放に係る使用料の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、第17号議案についてご説明いたします。海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正するものでございます。資料19をご覧ください。別表の第6条関係の2項でございますが、屋内運動場使用料、区分、海田小学校屋内運動場、使用料、1時間までごとに970円を定めるものでございます。この970円につきましては、勤労青少年体育館として活用していたものと同額でございます。これは使用団体等の変更もございません。また、平成13年に使用料の見直しをしました折にこの勤労青少年体育館の使用料につきましては、各学校の体育館と同等の施設として算定をしておりましたので、そのまま970円を算定しております。備考の欄でございます。海田小学校屋内運動場、海田中学校屋内運動場または海田西中学校屋内運動場の2分の1を占有する場合は、使用料の半額とするというものでございます。施行につきましては、平成16年4月1日からとしております。以上でございます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）この際、日程第10、第18号議案、平成16年度海田町一般会計予算から日程第15、第23号議案、平成16年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第18号議案から第23号議案まで、平成16年度海田町一般会計外5会計予算を上程いたします。第18号議案から第23号議案までを一括提案申し上げます。平成16年度海田町一般会計外5会計予算につきましては、施政方針演説で申し上げました施策を中心に編成をしております。18号議案、平成16年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は97億9,100万円と決めました。第19号議案、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算は、18億6,095万1,000円と決めました。第20号議案、平成16年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は24億8,038万2,000円と決めました。第21号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は21億7,748万7,000円と決めました。第22号議案、平成16年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は11億848万5,000円と決めました。第23号議案、平成16年度海田町水道事業会計予算は、収益

的収支では、収入総額4億9,641万1,000円に対し、支出総額は4億5,999万3,000円と決めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額560万1,000円に対し、支出総額は1億8,343万2,000円で、その不足額は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田） それでは、平成16年度一般会計予算のご説明をいたします。お手元にお配りしております第18号議案及び資料20の一般会計予算説明書並びに資料27の予算の概要に沿ってご説明申し上げます。予算の節ごとの増減につきましては資料27で詳しく掲げておりますので、要点のみご説明をしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料27の方のご準備をお願いいたします。資料27でございます。それでは、予算の概要の1ページをお願いいたします。まず、1ページの編成方針でございますが、ここに掲げております5つの点に配慮し、予算を編成いたしました。

2ページに移りまして、財政規模でございますけれども、16年度の一般会計の当初予算規模は97億9,100万円で、15年度当初予算の105億2,100万円と比べ7億3,000万円、6.9%の減額となっております。特別会計、事業会計の予算につきましては、2ページの表にありますように、先ほど町長が説明をいたしましたとおりでございます。一般会計、特別会計を合わせて、予算規模174億1,830万5,000円、前年度比1.7%の減となっております。

3ページでございますが、新規事業及び主な継続事業でございます。第3次海田町総合基本計画の柱立てに沿ってここに事業を掲げております。まず「一人ひとりが輝くまちづくり」でございますが、これにつきましては、新規事業が14項目、主な継続事業が54項目、以下掲げているとおりでございます。7ページをお願いいたします。7ページにおきましては「健康で安心して暮らせるまちづくり」といたしまして、新規の事業が9項目、主な継続事業が99項目でございます。内容につきましては以下のとおりでございます。次に、11ページをお願いいたします。「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」ということで、新規事業を6項目、主な継続事業が31項目でございます。内容につきましては以下のとおりでございます。次に、13ページをお願いいたします。「環境にやさしいまちづくり」でございますが、新規事業1項目、主な継続事業21項目でございます。内容につきましては以下のとおりでございます。次に、15ページでございますが、

「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」といたしまして、新規事業13項目、主な継続事業が22項目でございます。次に、16ページでございます。「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」といたしまして、新規事業2項目、主な継続事業が12項目でございます。内容につきましては以下のとおりでございます。次に、17ページでございますけれども、合併関連事業につきましては2項目でございます。

18ページをお願いいたします。財政健全化への取り組みでございますが、限られた財源を有効に活用するため、行政改革に基づく経費の節減を実施、着実に成果を上げてきましたが、今後もさらに最少の経費で最大の効果が上がるよう創意工夫をしております。主な取り組みにつきましては以下に掲げているとおりでございます。

次に、20ページをお願いいたします。5の歳入の概要でございますが、平成16年度予算の歳入は、歳入の基幹をなす町税収入をはじめ、国と地方に関する三位一体改革の推進により国庫補助金や地方交付税が減少となるなど、厳しい財政状況にあつて、国や県の補助制度を活用するとともに、財政調整基金の繰入れにより財源の不足を補っております。歳入の主な増減につきましては、一般会計歳入予算のこの表によりまして、主な対前年度比の額または率の大きいものについてご説明させていただきます。まず、町税でございますが、町税収入が、15年度当初予算と比べると1億2,796万9,000円、3.1%の減額となっております。主な減額の理由は、景気低迷の影響による個人町民税の減収や、家屋の評価がえで建築価格が大幅な減額となったことによる固定資産税の減収によるものでございます。次に、地方譲与税でございますが、5,224万3,000円、72.2%の増額となっております。主な増額の理由は、三位一体の改革による国庫補助負担金の改革に伴い本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として所得譲与税が創設され、税源移譲されることによるものでございます。次に、配当割交付金につきましては472万8,000円の皆増となっております。金融・証券税制改革の一環として上場株式等の配当に係る納税方式が変更されたことにより創設された交付金でございます。これまでは町民税として課税されてきたものを県民税配当割として課税し、その一部が交付金として県から交付されるものでございます。次に、株式等譲渡所得割交付金でございますが、64万8,000円の皆増となっております。これも金融・証券税制改革の一環として特定株式等譲渡所得金額に係る納税方式が変更されたことにより創設された交付金でございます。次に、地方交付税につきましては、6,000万円、13.6%の増額となっております。主な増額の理由は、基準財政需要額が投資的経費の抑制と効率的な財政運営を前提として減額となる

ものの、臨時財政対策債への振替額の減額による増でございます。次に、国庫支出金でございますが、9,589万6,000円、19.4%の減となっております。主な減額の理由は、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の改革により、公立保育所の運営費国庫負担金などが一般財源化されたことに伴い減額となったものでございます。次に、県支出金でございますが、5,269万円、13.8%の減額となっております。主な減額の理由は、これも三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の改革により、国庫財源として交付されていた公立保育所の運営費県費補助金が一財源化されたことによるものでございます。次に、繰入金でございますが、7億2,765万1,000円、60.0%の減となっております。平成15年度は、財源不足を補うために財政調整基金を5億729万5,000円、また、公共施設等整備基金を4億1,950万6,000円、土地開発基金を2億8,576万4,000円取り崩すこととしましたが、16年度は財源不足を補うために財政調整基金から4億8,491万4,000円を取り崩すこととしています。基金の取り崩し額の減額によるものでございます。次に、町債でございますが、1億6,500万円、6.0%の増額となっております。主な増額の理由でございますが、平成7年・8年度の減税補てん債の借換債の増額によるものでございます。以下、歳入の増減につきましては、21ページから31ページにかけて記載しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

続きまして、32ページをお願いいたします。32ページの歳出の概要でございます。目的別の主な増減理由につきましては、(1)の目的別内訳の一般会計目的別歳出予算の表により、主な前年度比の額の大きいもの、率の大きいものについてのみご説明させていただきます。まず、総務費でございますが、1億4,246万9,000円、12.8%の減となっております。主な減額の理由は、町道6号線や汁免自治会館などの公有財産購入費の減額や、平成15年度に解散した安芸郡町村税等滞納整理組合分賦金や退職手当組合への負担金などの減額によるものでございます。次に、民生費でございますが、7,092万円、2.5%の増となっております。主な増額の理由は、(仮称)海田町福祉センター建設に伴う関連事業費の増額、また、支給対象年齢が小学校3学年修了前までに拡充された児童手当や対象者の増加に伴う福祉医療費の増額によるものでございます。次に、衛生費でございますが、6,855万1,000円、10.0%の減額となっております。主な減額の理由は、安芸地区衛生施設管理組合へのし尿収集量減少対策費及び庁舎改修事業費に係る安芸地区衛生施設管理組合に対する負担金の減額や広域不燃物最終処分場事業負担金の減額によるものでございます。次に、土木費でございますが、6億5,523万5,000円、22.9%の減額

となっております。主な減額の理由は、工事請負費の減額や、中店小学校線、新開蟹原線の街路事業や総合公園に係る公有財産購入費、補償費等の減額でございます。次に、消防費でございますが、3,855万9,000円、9.0%の減額となっております。主な減額の理由は、人件費や公債費の減額に伴う海田地区消防組合負担金の減額によるものでございます。次に、教育費でございますが、5億3,734万3,000円、38.9%の減額となっております。職員数、エアコン整備、海田小学校給食室建替え、海田児童クラブハウス建設、中学校デリバリー給食用配ぜん室建設などの工事請負費の減額や図書館用地購入費の減額によるものでございます。次に、公債費でございますが、6億6,072万4,000円、74%の増額となっております。地方債借入残高の増加による地方債元金償還金の増額や平成7年・8年度発行の減税補てん債の借りかえによる増額でございます。主な増減の理由につきましては、33ページの議会費から54ページの公債費までに具体的に記述しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、55ページでございますが、(3)で性質別に歳出を掲げております。ご説明につきましては、重複部分もございますので、またご参照いただきたいと思います。

それから、59ページから61ページまでの表につきましては、平成15年度と平成16年度における目的別、性質別の当初予算比較をお示ししておりますので、予算審議の参考にいただきたいと思います。

続きまして、資料20の一般会計予算説明書の方をご準備いただきたいと思います。資料20の一般会計予算説明書の119ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、119ページから120ページにかけて12件を計上させていただいております。

次に、議案の方をお願いいたします。18号議案でございます。第1条では歳入歳出予算を定めております。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,100万円と定めるものでございます。第2条では債務負担行為について定めております。この議案の方の9ページにおきまして「第2表 債務負担行為」として1件をお願いしております。第3条では地方債の借り入れ条件について定めております。この議案の10ページから12ページにかけて「第3表 地方債」ということで17件をお願いしております。次に、第4条では一般会計から借り入れる限度額を定めさせていただいております。20億円の一時借入金でございます。次に、第5条では歳入予算の流用について定めております。以上、簡単でございますけれども、平成16年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保） それでは、続きまして、一般会計の人件費についてご説明申し上げます。資料20の122ページをお願いいたします。

最初に、給与費明細書、1の特別職についてでございますが、この表は長などや議員及びその他の特別職の明細を掲げております。まず、職員数でございますが、これについては増減はございません。次に、報酬につきましては、昨年度、議会の常任委員会の改選年であったため、改選月に各委員長の前任者と後任者に1日のダブリ期間が生じ、1,000円の増となっていたため、今年度は昨年度に比べ1,000円の減額となっております。次に、給料でございますが、昨年度末の特別職の給与の特例に関する条例の制定に基づく、町長、助役などの給料10%のカットにより、長などが257万円の減額となっております。次に、期末手当でございますが、昨年末の期末手当の引き下げの給与改定により、対前年度比は長など198万7,000円、議員124万3,000円の減、合計で323万円の減となっております。給与費合計で580万1,000円の減額となります。共済費は給与改定によるものがありますので、長などが16万7,000円の減となり、総合計で596万8,000円の減額となります。

123ページをお願いいたします。2の（1）の一般職の総括でございますが、まず、職員数につきましては5名の減となっております。これは8名の退職、3名の採用によるものでございます。次に、給与につきましては3,420万円の減、職員手当等は4,210万7,000円の減となっておりますが、これにつきましては、給与改定、職員数の減及び異動に伴う減額分でございます。給与費合計で7,630万7,000円の減額となっております。職員手当等の内訳につきましては、下の表にそれぞれ費目ごとに比較しておりますので、ご参照いただければと思います。次に、共済費でございますが、1,104万円の減で、これにつきましても給与改定、職員数の減及び異動に伴うものでございます。総合計で8,734万7,000円の減額となっております。次のページ（2）給料及び職員手当等の増減の明細でございますが、給料、職員手当等とも先ほど説明させていただいたとおりですが、給料の明細は給与改定に伴う増減分が741万2,000円の減で、普通昇給に伴う増減分が923万8,000円の増となり、その他、異動等に伴う増減分が3,602万6,000円の減、合計3,420万の減額となっております。また、職員手当等の明細は、制度の改正に伴う増減分が2,147万円の減で、その他の増減分が2,063万7,000円の減、合計4,210万7,000円の減額となっております。備考欄に給料改定の状況、給料改定実施時期、平均昇給率、昇給期別職員数、手当受給者数をそれぞれ挙げておりますので、ご参照いただければと思います。次のページから（3）給料及び職員手当の状況の職員1人当たりの給与、また初任給、特

別職員数、並びに期末手当・勤勉手当等々、各資料を掲げておりますので、ご参照いただければと思います。以上で人件費の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）続きますして、第19号議案、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。資料27、予算の概要をお願いいたします。63ページでございます。16年度の財政規模でございますが、18億6,095万1,000円で、15年度当初予算に比べまして6.5%の減額となっております。

次に、歳入の概要でございますが、分担金及び負担金といたしまして6,872万3,000円を見込んでおります。前年度と比べまして432万円、5.9%の減額となっております。これは賦課面積の減に伴います下水道受益者負担金の減額によるものでございます。次に、使用料及び手数料につきましては、下水道の接続件数が増加したことから、前年度より3,307万2,000円、10.8%の増額を見込み、3億4,014万8,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましては3億円で、前年度と比べ2,000万円、7.1%の増額でございます。補助額が増加したことによるものでございます。繰入金につきましては、3億8,455万1,000円を見込んでおります。前年度とほぼ同額となっております。繰越金につきましては、前年度と同額を計上いたしております。諸収入は、8,032万8,000円を見込んでおります。前年度に比べて107万5,000円、1.3%の減額となっております。主な減額の理由は、水洗便所改造資金貸付金償還金の増額があるものの、消費税還付金の減額によるものでございます。次に、町債でございますが、6億8,720万円を見込んでおります。前年度に比べて1億7,590万円、20.4%の減額となっております。これにより、16年度末での町債残高は約96億円程度になる見込みでございます。以上によりまして、歳入総額は18億6,095万1,000円となります。

続きますして、歳出でございますが、66ページをお願いいたします。総務費は1億6,914万6,000円で、15年度当初予算と比べまして779万8,000円、4.4%の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、需用費及び委託料の増はあるものの、人件費及び水洗便所設備資金貸付金の減額によるものでございます。次に、事業費は10億5,321万3,000円を計上いたしております。15年度当初予算に比べまして1億5,846万円、13.1%の減額となっております。主な理由といたしましては、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金並びに負担金及び補償補填費の減によるものでございます。なお、16年度に予定しております工事箇所につきましては資料36にお示ししておりますので、ご参照

いただきたいと思います。公債費は6億3,759万2,000円計上いたしております。15年度当初予算に比べまして3,633万、6.0%の増額となっております。主な理由といたしましては、起債償還元金の増額によるものでございます。予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。これによりまして、歳入総額は18億6,095万1,000円となります。

また、節別予算の歳入につきましては、資料21、3ページから5ページに、歳出につきましては6から10ページに、債務負担行為に関しましては11ページに、地方債に関しましては12ページに、給与明細につきましては13ページから17ページにございますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、19号議案をお願いいたします。平成16年度海田町公共下水道事業特別会計の予算は18億6,095万1,000円と決めました。また、地方債の限度額等につきましては、4ページ「第2表 地方債」によりその限度額を6億8,720万円と定めております。一時借入金の最高額は7億円でございます。以上で平成16年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第20号議案、平成16年度海田町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。一般会計などと同様、資料27の予算の概要により要点のみご説明申し上げますので、79ページをお開きください。

まず、編成方針でございますが、先ほど申しました、長引く景気の低迷も影響し、被保険者の増加等による療養給付費の増加並びに老人保健への拠出金及び介護納付金の国保会計からの負担増に伴いまして歳出予算が大きく膨らむ中で歳入予算の確保と財政健全化を図るため、保険税の税率等の改正に伴った予算編成案となっております。引続き、健全なる経営に努めるものでございます。詳しくはここに掲げたとおりでございます。

次に、財政規模につきましては、16年度の当初予算規模は、歳入歳出24億8,038万2,000円で、前年度当初予算と比べ3億8,669万円、18.5%の増加予算となっております。

次に、80ページでございます。主な継続事業でございますが、それぞれの項目に掲げているとおりでございます。

次に、財政健全化につきましては、限られた財源を有効に、引続き創意工夫に努めてまいります。主な取り組みにつきましては以下に掲げたとおりでございます。

次に、81ページの歳入予算ですが、歳入予算表に基づきご説明申し上げます。まず、

保険税でございます。税率等の見直し及び被保険者の増加等に伴う一般及び退職被保険者等の医療分と介護分の各現年度分と滞納繰り越し分であり、前年度当初予算額で7,635万5,000円の増額でございます。次に、使用料及び手数料の督促手数料については前年度と同額でございます。国庫支出金については、国保会計の歳入予算において保険税と同様、一般被保険者の医療給付費補助に重要な財源でございます。昨年度より6,221万3,000円の増額であり、被保険者の増加及び老人保健対象年齢の引き上げ等による医療給付費分の増加に伴うものでございます。次に、療養給付費等交付金は退職被保険者等の医療給付費への交付金であり、引続き被保険者の増加と前年度実績等を勘案しての増額でございます。また、県支出金は15年度からの高額医療費拠出金の見直しに伴う事業補助で、国庫支出金と同額が交付されるものです。また、共同事業交付金は15年度からの高額医療費の対象額の引き下げによるもので、前年度と同額程度を見込んでおります。財産収入では、基金の受取利息が減少することによる在目でございます。繰入金は、一般会計からの繰入金で、対前年度比13.4%の増となっております。理由としましては、保険税率の見直しによる低所得者世帯への保険基盤安定負担金の増加等での財政措置が主なものでございます。繰越金は在目であります。延滞金等の諸収入は前年度と同額でございます。なお、歳入予算についての内容等は次のページから85ページに記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、86ページの目的別歳出予算表に基づきご説明申し上げます。全体予算としましては、約70%が医療機関に支払うための保険給付費で、残りの約30%が老人保健への拠出金と介護納付金が主なものとなっております。まず、総務費は、国保全般を運営するための一般管理費及び保険税の賦課徴収に伴うものであり、対前年度とほぼ同額となっております。保険給付費では、一般及び退職被保険者等の増加と老人保健対象年齢の引き上げ、すなわち前期高齢者等による医療機関へ支払う療養給付費の増加等を勘案し、対前年度比で16.1%の増でございます。次に、老人保健拠出金は、不確定要素が大きいものの、国・県から示された額及び決算額等を勘案し、対前年度比で27.2%の増でございます。次の介護納付金では29.1%の増額であります。国から示された1人当たりの負担額の増加によるものであります。最初に申し上げましたが、国への老人保健拠出金及び介護納付金が年々増加し、国保会計の歳出予算での割合が高くなっております。決算額では、13年度が33.4%、14年度では35.9%となっております。また、共同事業拠出金は、高額医療費への拠出金に対する制度の法制化等により国・県からの補助が加わ

ったもので、前年度とほぼ同額でございます。また、保健事業費は前年度とほぼ同額でございます。主として人間ドック補助事業、及び事業主体であります保健センターや老人福祉センターなどでの各種健康講座等に伴うものでございます。次の積立金は、基金の受取利息の減少による在目でございます。また、公債費は在目でございます。諸支出金は、前年度等を勘案しての予算計上であります。最後の予備費は、前年度同様の予算計上であります。なお、歳出予算については次ページから92ページに記載しておりますので、ご参照ください。

次に、93ページから95ページまでの表でございますが、平成15年度と平成16年度における節別内訳の当初予算比較を示しておりますので、予算審議の参考にしていただきたいと思います。以上で平成16年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（前田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）それでは、第21号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計予算について、資料27、予算の概要に沿ってご説明申し上げます。要点のみ説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

予算の概要97ページをお開きください。まず、1の予算編成方針と3の財政健全化への取り組みでございますが、これにつきましては先に町長が施政方針の中で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

次に、2の財政規模でございますが、16年度の当初予算規模は21億7,748万7,000円で、15年度当初予算の20億5,807万9,000円と比べまして1億1,940万8,000円、5.8%の増額となっております。

次に、歳入の概要についてご説明申し上げます。98ページをお開きください。平成16年度当初予算の歳入は、医療費の増加に伴いましてから、15年度当初予算に比べまして支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、町負担分の繰入金はいずれも増額となっております。歳入の主な増減理由の詳細につきましては99ページ及び100ページをご参照いただきたいと思います。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。101ページをお開きください。16年度の歳出予算は、1人当たりの医療費が伸びていることや高額医療費の支給件数の増加に伴い支給額が増加していることから、医療費の上昇を5.8%見込んだ予算措置を行っております。なお、医療費給付費につきましては、1人当たり年額80万8,260円を基礎といたしまして、被保険者数の2,650人で予算措置をしております。歳出の主な増減理由の詳細

につきましては102ページをご参照いただきたいと思います。また、103ページから105ページまでは節別の予算内訳表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、歳入歳出それぞれ21億7,748万7,000円とするものでございます。以上で老人保健特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、第22号議案、平成16年度海田町介護保険特別会計予算について資料27、予算の概要に沿ってご説明申し上げます。要点のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

予算の概要107ページをお開きください。まず、1の予算編成と3の財政健全化への取り組みでございますが、これにつきましては先に町長が施政方針の中で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

2の財政規模でございますが、16年度の当初予算規模は11億848万5,000円で、15年度当初予算の10億4,767万8,000円と比べて6,080万7,000円、5.8%の増額となっております。

次に、歳入の概要についてご説明申し上げます。108ページをお開きください。16年度の歳入予算は、保険給付費の総額が増加したことに伴い、保険給付費を一定の法定負担割合で賄う65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料及び40歳から65歳までの第2号被保険者が負担する保険料の支払基金交付金と国庫支出金、県支出金及び町負担分の一般会計からの繰入金は、15年度当初予算と比べていずれも増加しております。保険料は平成15年度から17年度までの3年間の65歳以上を加入者といたしました第1号被保険者の介護保険給付費の見込み量と保険料の必要量の試算に基づいたものでございます。保険給付費に対する保険料の財源不足を補うため、介護給付費準備基金から1,255万6,000円の繰入れを行いました。また、国はこれまで認定調査などに要する経費の一部を事務費交付金として負担してございましたけれども、国と地方の三位一体の改革の推進により今年度から国庫支出金の事務費交付金が一般財源化されることに伴い、減額された財源を一般会計からの繰入れで補いました。歳入の主な増減理由の詳細につきましては109ページから112ページまでをご参照いただきたいと思います。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。113ページをお開きください。16年度の歳出予算は年々、介護認定を受ける被保険者の数と居宅サービスや施設サービスを利用する者が伸びていることから、介護サービスの利用に係る保険給付費の上昇を6%と見込んだ予算措置を行っております。保険給付費の増加により財源不足を生じたときには、広島県財政安定化基金からの借入れを行いますけれども、県条例の改正により、

この財政安定化基金への拠出金が廃止されました。また、総務費につきましては旅費の見直しと加除式図書の廃止による需用費の減額があるものの、介護保険料納付通知書送付に係る役務費と介護認定調査等の委託料についての増額を行っております。歳出の主な増減理由の詳細につきましては114ページから116ページまでをご参照いただきたいと思います。

また、117ページから119ページまでは節別予算内訳表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、歳入歳出それぞれ11億848万5,000円とするものでございます。以上で介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜） それでは、第23号議案、平成16年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。資料28、水道事業会計予算の概要の1ページをお願いいたします。予算規模でございますが、損益収支につきましては、事業収益が4億9,641万1,000円で、前年度当初予算に比べまして10.7%の減となっております。また、事業費用は4億5,999万3,000円で10.4%の減となっております。一方、資本的収支におきましては、資本的収入は560万1,000円で、前年度と比べ49.1%の減、資本的支出は1億8,343万2,000円で、前年度と比べ15.3%の減となっております。差引き不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。

2ページをお願いいたします。給水収益は4億2,884万8,000円で、前年度に比べ2,828万7,000円、6.2%の減額となっております。水需要の低迷及び給水戸数の減少が減額の主な理由でございます。次に、受託工事収益1,790万円でございますが、前年度に比べ3,310万円、64.9%の減額となっております。その要因といたしましては、下水道工事に伴う支障移転箇所によるものでございます。次に、その他営業収益の3,211万7,000円でございますが、前年度とほぼ同額となっております。分担金は1,748万3,000円で、210万1,000円、13.7%の増額となっております。

続きまして、3ページでございますが、原水及び浄水費は1億3,319万5,000円で、前年度に比べ143万8,000円、1.1%の増額となっております。次に、配水及び給水費でございますが、6,928万3,000円で、前年度に比べ542万8,000円、7.3%の減となっております。次に、総係費でございますが、6,293万4,000円で、前年度に比べ1,162万4,000円、15.6%の減となっております。これは主に人件費の減額によるものでございます。次に、受託工事費の1,640万円でございますが、前年度に比べ3,162万9,000円、65.9%の減額となっ

ております。これは、受託工事収益のときに述べましたとおり、下水道工事に伴う支障移転箇所への減によるものでございます。次に、減価償却費 1 億30万8,000円は168万9,000円、1.7%の減。資産減耗費、その他営業費用は前年度と同額を計上しております。支払利息及び取扱諸費4,652万2,000円は、前年度に比べ274万8,000円、5.6%の減額。繰延勘定償却435万3,000円は122万8,000円、22%の減額。雑支出につきまして179万7,000円は70万3,000円、28.1%の減額となっております。消費税及び地方消費税1,000万円は前年度と同額となっております。予備費も同額でございます。以上の結果、3,641万8,000円の利益を予定しております。

次に、4 ページの資本的収入の工事負担金は560万1,000円で、前年度に比べ539万9,000円、49.1%の減額となっております。次に、資本的支出の配水設備整備費は 1 億91万円、前年度に比べ5,388万5,000円、34.8%の減額となっております。工事の内訳といたしましては、配水管新設が10件、配水管の布設替が 3 件、配水池補修工事 1 件、下水道関連の移設 1 件を予定しております。なお、工事箇所につきましては資料37に提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。次に、メーター費でございますが、174万4,000円と、前年度に比べ14万6,000円、9.1%の増額でございます。次に、固定資産購入費は275万円の皆増でございます。浄水施設整備費は皆減となっております。企業債償還金7,802万8,000円は3,300万9,000円、73.3%の増額となっております。これは、土地の売却によりまして繰り上げ償還が生じるためでございます。以上、予算の概要をもとに説明いたしました。

なお、予算実施計画、給与費明細書等につきましては資料25に、また、収入及び支出の予算明細につきましては資料26に載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第23号議案をご用意いただきたいと思います。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数 1 万1,803戸、年間総配水量377万1,000立方メートル、1 日平均配水量 1 万332立方メートルを予定しております。また、主な建設改良工事といたしましては、配水設備整備費 1 億91万円を予定しております。第3条及び第4条につきましては先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。次に、3 ページをお願いいたします。第5条で一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。第6条でございますが、ここでは、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費、交際費をここに記載しております。7条といたしまして、棚卸資産の購入

限度額1,631万9,000円と定めるものでございます。以上で平成16年度海田町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第10号議案 海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてから第23号議案 平成16年度海田町水道事業会計予算までの14議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第10号議案から第23号議案までの14議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立・公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま、予算審査特別委員会の委員長に中岡君、副委員長に宮坂君と決定しておりますので、ご報告をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第16、発議第2号、イラクへの自衛隊派兵中止を求める意見書（案）についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田君。

○4番（岡田）イラクへの自衛隊派兵中止を求める意見書を読み上げて、提案理由といた

します。

アメリカがイラクに戦争を仕掛ける口実とした大量破壊兵器はもともと存在しなかったことが明らかになり、アメリカが戦争を始めた理由が成り立たなくなっています。

イラクでは、無法な戦争に続く、軍事占領への不満と抵抗が高まり、治安も悪化し、米軍が連日のように襲撃されております。自衛隊の派兵は「戦闘地域には派兵しない」という政府の説明も完全に破綻しております。

過去、日本が引き起こした侵略戦争で2,000万人を超えるアジアの人々と310万人の日本人の犠牲者を出した。この教訓から生まれた日本国憲法は国際紛争を解決する手段として武力による行使、威嚇はしないとして、戦後、外国で起こった軍事紛争や戦争には一切参加してこなかった。このことは、世界の平和の先駆的な役割を果たし、国際社会の信頼を勝ち得てきました。

戦後初めて、武装した自衛隊をイラクに派兵したことは、アメリカ軍のイラク占領に参加することと同時に日本国憲法を踏みにじる暴挙でもあります。

今、日本がなすべきことは自衛隊派兵計画を直ちに撤回し、英米軍による軍事占領を速やかにやめさせ、国連の枠組みのもとでの復興支援に切りかえ、イラク国民に主権を返還させるために、憲法第9条を持つ国にふさわしい外交努力を尽くすべきであります。

世界に誇る平和憲法のもと、国際社会に名誉ある地位を占めるのであれば、どのような人々も傷つけてはならないし、自衛隊員の命が失われるようなことがあってはならない。

よって、自衛隊派兵は即刻中止・撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論があるようでございますので、反対討論から行います。反対討論があればこれを許します。

○15番（住吉）15番、住吉でございます。今のイラクへの自衛隊派兵中止を求める意見

書（案）に対して反対討論をいたします。この問題は既に国会で論議され、しかもイラク派兵関連法は可決され、既に自衛官は、命令とあれば行く以外にない。愛する妻子を残し、砂あらしの中で命がけで苦闘しております。なお、去る2月24日に国連のアナン事務総長は、国会において日本のイラク復興に対する自衛隊派遣を高く評価すると演説しておりまして、自衛隊派遣は国際的にも認められたというふうに理解すべきではないかというふうに思います。しかしながら、国会においては与野党ともに論議不十分であったということを私は思います。特に、与野党は、いつものことながら、党利党略を重視し、自衛官の身を守るべき武器使用等の定めは誠に不十分でそのまま派遣しております。細かいことを申し上げればいいんですが、省略いたします。しかしながら、この意見書の案のごとく、自衛隊の派遣を今になって即刻中止・撤回することは、国家の意思に基づいて派遣したものでありますので、その決定を覆し、派遣部隊を撤退せよということは、これこそ国際社会の笑い物になり、国の威信を失い、名誉ある地位を根底から失うものであります。一たん派遣した以上は徹底した復興支援を行い、世界に誇り得る貢献により、国際社会において真に名誉ある地位を占めることを心から祈念するとともに、議員諸氏の良識あるご判断によるご協力を期待して、反対討論といたします。終わります。

○議長（前田）続いて、賛成討論があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。イラクへの自衛隊派兵中止を求める意見書に賛成討論をいたします。自衛隊はついにイラクに入り、活動を始めました。機関銃などで武装した自衛隊が戦闘地域で活動するというのは、もちろん戦後初めてのことです。自衛隊派兵は間違っているし、イラク国民のための役に立ちません。直ちに派兵を中止し、撤回することを強く要求するものであります。イラク戦争を起こした最大の大義とした大量破壊兵器、1月23日、イラクで調査に当たっていたアメリカの責任者が「もともと存在しなかった」と言明し、辞任いたしました。国連事務総長が「重く受けとめるべきだ」と述べるなど、世界に衝撃を拡げております。戦争の唯一の最大の大義が崩れました。もともとアメリカ、イギリスが起こした戦争は、国連憲章に違反する先制攻撃の戦争であります。イラクの現状は、占領という形で侵略戦争が続いているわけで、占領に加担している、派兵している国が国連加盟国191カ国、この中で38カ国しないのは、無法な侵略戦争に続く占領だからであります。小泉首相はこの無法な戦争を支持した誤りのかたくなに認めようとしておりません。イラクに自衛隊を派兵することは、大義なき侵略戦

争と無法な占領に参加することになります。一番強調したい理由はここにあります。イラクの状況は悪化するばかりです。テロはどんな理由があっても許されません。しかし、イラクにテロと暴力を呼び寄せたのは無法な戦争と占領であります。国連報告は、政権が崩壊し、外国軍が大量に駐留することで、イラクはテロ集団の理想の戦場になっておるわけであります。テロと抵抗の矛先は、復興支援の中心を担ってきた国際赤十字や国連にも向けられました。どんな戦渦の中でも人道支援をやめることができなかつた赤十字さえ、紛争当事者の一方の側の軍事力のもとで活動することができない、赤十字国際委員長はバグダッドから撤収せざるを得ませんでした。占領と復興支援は両立しない。アメリカ、イギリスによる軍事占領こそ、国際社会の人道支援の最大の障害になっておるわけであります。占領支配に加わる自衛隊派兵は、人道支援の条件を壊すだけであります。以上の点を強調して、イラクへの自衛隊派兵中止を求める意見書に賛成をいたします。

○議長（前田）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第2号については起立による採決を行います。お諮りいたします。

発議第2号について賛成の諸君の起立求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）起立少数。よって、発議第2号は否決することと決めます。

この際、お諮りいたします。平成16年度予算審査特別委員会のため、3月6日から3月22日までの17日間、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、3月6日から3月22日までの17日間の休会とすることと決定いたします。

本日はこれにて散会といたします。どうもお疲れさんでございました。

午後4時04分 散会